

入 札 説 明 書

件 名

仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成29年4月20日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長 奥山 恵美子

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成35年3月31日まで

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす単独企業又は企業連合（別添契約書案及び仕様書記載の業務を連帯して遂行するため二以上のものを構成員として結成された連合体）で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「電気機械・器具」で申請している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 企業連合にあっては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

ア 全ての構成員が、上記(1)から(7)に掲げる要件を満たしていること。ただし、上記(1)の営業種目の要件、及び(7)の要件は、代表構成員が該当すれば可とする。

イ 構成員が本案件における他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

- ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- エ 一般競争入札参加申請書の提出時より前に、企業連合を成立させていること。
- オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者（企業連合にあっては、構成員の一部が4(1)の認定を受けていない場合も含む。）も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時ににおいて4(1)に掲げる事項を（企業連合にあっては、構成員の全てが）満たしていなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類：① 一般競争入札参加申請書

なお、企業連合にあっては、上記①に加え、別紙様式により作成した下記②から④の書類を提出すること。

- ② 委任状（企業連合用）（別紙様式2）
- ③ 企業連合協定書（別紙様式3）
- ④ 企業連合届出書（別紙様式4）

イ 提出期間：平成29年4月20日から平成29年5月19日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、平成29年5月19日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。

- (3) 企業連合にあっては、次の点に留意し、書類を提出すること。

ア 上記(1)①から④は、代表構成員が提出すること（一般競争入札参加申請書には、企業連合の名称及びその代表構成員であることを明記すること）。

イ 上記(1)②から④は、3者までの企業連合に対応した様式であるため、4者以上で構成する企業連合の場合は、別紙様式にならって書類を作成し、提出すること。また、③企業連合協定書は、各構成員が保有するもののほか本市への提出用として1部を作成し提出すること（原則としてA3二つ折りで作成すること。A4複数枚をとじて作成する場合は、袋とじのうえ表裏のとじ目に各社代表者の代表者印を契印すること）。

- (4) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものと

し、その結果は平成29年6月1日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

- (5) 上記(4)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

- (1) 本入札の参加希望者又は参加希望者である企業連合の構成員で、4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成29年4月20日から平成29年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

- (3) 4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の申請をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成29年5月31日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成29年6月9日 14時00分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成29年6月8日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：次の計算式により算出した額以上とする。

$$\boxed{(\text{契約金額}) \times (1/10) \div (\text{履行期間の月数を12で除して得た数})}$$

※ 履行期間のうち、1月に満たない日数は切り捨てる。

※ 履行期間の月数を12で除して得た数に小数点以下の端数がある場合、小数点第2位以下を切り捨てる。

【例】履行期間が70か月と10日の場合、契約保証金の額は「契約金額の58分の1以上」となる。

$$\text{計算式：} (\text{契約金額}) \times (1/10) \div (5.8) = (\text{契約金額}) \times (1/58)$$

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者（企業連合にあつては、代表構成員とする。以下同じ）又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名 （仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託）
 - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））

- ウ 日付（持参の場合は入札日を，郵送の場合は発送日を記入すること。）
- エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
- オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）
- カ 入札者氏名及び押印（押印は，外国人にあっては，署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては，入札書を封筒に入れ，かつ，その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号），件名及び入札日を表記し，8(1)に示した日時に，8(2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書きし，入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ，8(1)に示した受領期限までに，8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお，この場合，中封筒の封皮には，上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は，一切の諸経費（ただし，仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので，入札参加者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし，入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は，入札参加者又はその代理人が相連合し，又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは，当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は，入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において，入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは，直ちに，再度の入札を行うことがある。ただし，郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお，再度の入札を辞退する者は，入札室から退室しなければならない。この場合，辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本

市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 新消費税率が適用される日以降の運用・保守にかかる区分払額については、後日、税率引き上げ分について変更契約して金額の変更を行う（経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されない場合を除く）。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等につい

での不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

(以下は、企業連合の場合のみ提出すること。)

- 委任状（企業連合用）（別紙様式2）
- 企業連合協定書（別紙様式3）
- 企業連合届出書（別紙様式4）

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。)
- 入札書（本市様式に限る。)
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

(代表構成員以外の構成員から代表構成員への委任用)

委任状（企業連合用）

平成 年 月 日

(宛て先)

仙 台 市 長

委任者 住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

委任者 住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、(代表構成員の商号又は名称) を
代表構成員と定め、(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託に関し、下記の
権限を委任します。

記

- 1 発注者及び監督官庁等と折衝する件
- 2 見積、入札及び契約締結並びに本業務に係る業務委託料の請求及び受領に関する件
- 3 復代理人の選任に関する件
- 4 企業連合に属する財産を管理する件
- 5 その他業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限
- 6 委任期間

平成 年 月 日から 当該契約に係る事務手続が完了する日まで

企業連合協定書

(目的)

第1条 当企業連合は、(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託 (以下「本業務」という。)を連帯して遂行することを目的とする。

(名称)

第2条 当企業連合は、_____と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業連合は、事務所を_____に置く。

(構成員の名称)

第4条 当企業連合を構成する者 (以下「構成員」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 名称 _____
- (2) 名称 _____
- (3) 名称 _____

(成立の時期及び解散の時期)

第5条 当企業連合は、平成____年____月____日に成立し、その存続期間は本業務の委託契約に係る一切の事務手続が完了する日までとする。

2 前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の代表者)

第6条 当企業連合において受注者は、構成員を代表する者 (以下「代表構成員」という。)とする。

(代表構成員の権限)

第7条 代表構成員は、本業務の遂行に関し、当企業連合を代表して次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 代表構成員の名義をもって見積、入札及び契約締結並びに本業務に係る業務委託料の請求及び受領をすることに関する権限
- (3) 入札及び本業務に係る業務委託料の受領に関する復代理人の選任についての権限
- (4) 当企業連合に属する財産を管理する権限
- (5) その他本業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(秘密の保持)

第8条 本業務に係る業務委託契約書 (以下「契約書」という。) 第5条における秘密の保持に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

(個人情報の保護)

第9条 契約書第6条の個人情報の保護に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

(再委託の禁止)

第10条 契約書第7条における再委託の禁止に関する規定の遵守について、構成員は連帯して責任を負う。

(運営委員会)

第11条 当企業連合は、構成員全員からなる運営委員会を設置し、本業務の遂行に関する協議を行うものとする。

(業務分担額)

第12条 各構成員の本業務に係る業務の分担（以下「分担業務」という。）及び当該業務の分担に応じた分担額（以下「業務分担額」という。）については、運営委員会で定めるものとする。

(構成員の責任)

第13条 代表構成員及び構成員は、各々の分担業務の進捗を図り、本業務を遂行するとともに連帯して責任を負うものとする。

(必要経費の分配)

第14条 本業務の遂行にあたり必要とする経費は、運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第15条 構成員がその分担業務の遂行において、発注者及び第三者に対して与えた損害は、当該構成員がその損害を賠償する責任を負う。

2 分担業務の遂行において、構成員が他の構成員に損害を与えた場合には、運営会議において協議し損害の賠償の負担について決定する。

(権利義務の譲渡の権限)

第16条 当企業連合は、発注者の承認がなければ、この協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(委託契約の履行中における構成員の脱退等に対する措置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が本業務の委託契約に係る一切の事務手続を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において前項の規定により脱退した者がある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし、発注者の指示に従い本業務の遂行を完了するものとする。

3 発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合に新たに構成員が加わることはできない。

4 第2項の規定により新たに生じた費用については、運営委員会で定めるものとする。

(委託契約の履行中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員（代表構成員を除く。）のうち、本業務の遂行の途中において破産又は解散した者が

ある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし、運営委員会において業務の分担等を変更し、本業務を遂行するものとする。

- 2 代表構成員が委託契約の履行期間内において破産又は解散した場合には、発注者は契約を解除することができるものとする。この場合にあつては、発注者は必要に応じて損害賠償の請求を行うことができる。
- 3 第1項の場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第19条 当企業連合が解散した後において、成果品につき瑕疵があつたときは、構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。

- 2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において第17条又は第18条の規定により脱退した者がある場合、残された構成員が前項に規定する責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項は、運営委員会において定めるものとし、本業務の委託契約の履行に関し特に必要がある事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

上記のとおり、(代表構成員名) _____ 他 _____ 者は、
(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託に関する企業連合協定を締結したので、その証として本書 _____ 通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自1通を保有する。なお、うち1通は仙台市提出分とする。

平成 年 月 日

[代表構成員] 住所(所在地) _____
 (受注者) 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印

[構 成 員] 住所(所在地) _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印

住所(所在地) _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____ 印

企業連合届出書

企業連合の名称

<p>代表構成員</p> <p>(宛て先) 仙台市長</p> <p>平成29年4月20日付けで公告のありました <u>(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託</u>に係る一般競争入札について、 本届出書記載のとおり合同で参加します。</p> <p>なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員をとりまとめ、仙台市に対する入札及び契約に伴う手続き並びに業務遂行に係る一切の責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>住所 (所在地) 商号又は氏名 代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>構成員 1</p> <p>(宛て先) 仙台市長</p> <p>平成29年4月20日付けで公告のありました <u>(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託</u>に係る一般競争入札について、 本届出書記載のとおり合同で参加します。</p> <p>なお、参加にあたっては、代表構成員と連帯して責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>住所 (所在地) 商号又は氏名 代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>構成員 2</p> <p>(宛て先) 仙台市長</p> <p>平成29年4月20日付けで公告のありました <u>(件名) 仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託</u>に係る一般競争入札について、 本届出書記載のとおり合同で参加します。</p> <p>なお、参加にあたっては、代表構成員と連帯して責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>住所 (所在地) 商号又は氏名 代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

入 札 書

件名 _____

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の **108分の100** の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名

入札者氏名

_____ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○



支店長等が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

印

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

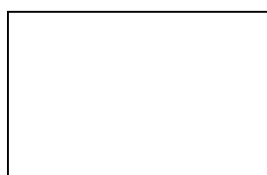
私は を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契約番号
第 号

業務委託契約書

印紙

1 委託業務名 _____

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔課免〕 税業者 _____（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子 印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務関係者に対する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(損害)

第 19 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第 20 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

第 22 条 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(瑕疵担保)

第 23 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 25 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財税局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合による解除）

第26条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

二 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第26条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき

二 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき

六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第25条の2第1項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等(仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。)から不当介入(要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。)を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等(要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。)が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(発注者のその他の解除権)

第27条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき
- 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第30条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第31条 受注者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、

この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第33条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特に定めた契約条件

(総則)

第1条 企業連合を構成する者（以下「構成員」という。）は、業務の遂行について連帯して責任を負う。

- 2 企業連合を代表する者は、契約書別記の2の代表構成員とする。
- 3 代表構成員は、この契約に関し他の構成員から委任を受けた次に掲げる権限を有するものとする。
 - 一 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
 - 二 代表構成員の名義をもって契約締結並びに本業務に係る業務委託料の請求及び受領をすることに関する権限
 - 三 本業務に係る業務委託料の受領に関する復代理人の選任についての権限
 - 四 企業連合に属する財産を管理する権限
 - 五 その他業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(契約書の準用)

第2条 契約書第4条（権利義務の譲渡等の禁止）、第5条（秘密の保持）、第6条（個人情報の保護）、第7条（再委託の禁止）、第8条（特許権等の使用）、第9条（業務関係者に対する措置請求）の各規定は、受注者以外の構成員について準用する。この場合において、当該各規定中「受注者」とあるのは、「受注者以外の構成員」と読み替えるものとする。

- 2 契約書第26条の2第2項及び第31条第2項中「共同企業体」とあるのは「企業連合」と、「代表者」とあるのは「代表構成員」と読み替えて適用するものとする。

(構成員の変更)

第3条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業連合が本業務の委託契約に係る一切の事務手続を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において前項の規定により脱退した者がある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし、発注者の指示に従い本業務の遂行を完了するものとする。
- 3 受注者は、企業連合において新たな構成員の加入が必要なときは、あらかじめ、発注者と協議し発注者の書面による承認を得なければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による構成員の変更がある場合は、発注者に対し必要な書類を提出しなければならない。

(発注者の解除権)

第4条 発注者は、この契約の履行期間内において受注者が破産し、又は解散したときは、契約を解除することができる。

- 2 契約書第25条の2第1項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

契約書別記の2

企業連合用

[代表構成員] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員 1] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

[構成員 2] 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

別記内訳書

委託料総額 _____ 円

履行期間	委託料の内訳	主な業務内容
契約締結日 ～ 平成 30 年 3 月分		物品調達・設置作業
平成 30 年 4 月 ～平成 30 年 6 月分		物品調達・設置作業 試験調整・研修
平成 30 年 7 月 ～平成 31 年 3 月分		設置作業・ 運用・保守
平成 31 年 4 月 ～平成 31 年 9 月分		運用・保守
平成 31 年 10 月 ～平成 32 年 3 月分		運用・保守
平成 32 年 4 月 ～平成 32 年 9 月分		運用・保守
平成 32 年 10 月 ～平成 33 年 3 月分		運用・保守
平成 33 年 4 月 ～平成 33 年 9 月分		運用・保守
平成 33 年 10 月 ～平成 34 年 3 月分		運用・保守
平成 34 年 4 月 ～平成 34 年 9 月分		運用・保守
平成 34 年 10 月 ～平成 35 年 3 月分		運用・保守

※内訳金額は、契約締結時に、仙台市と落札者との間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は仙台市が定めるものとする。

仙台市高所監視カメラ設備
更新・運用保守業務委託
調達仕様書

平成 29 年 4 月
仙台市

1. 件名	1
2. 概要	1
2.1 目的	1
2.2 業務の概要	1
2.2.1 業務内容	1
2.3 調達範囲	1
2.4 調達対象	4
2.4.1 物品の調達	4
2.4.2 役務の調達	5
2.5 スケジュール	6
2.5.1 期間	6
2.5.2 納入期限	7
2.5.3 概要スケジュール	8
3. 調達物品に係る要件	10
3.1 構造	10
3.2 システム機能	10
3.3 機器仕様	12
3.3.1 メイン高所監視カメラ	12
3.3.2 メイン高所監視カメラ 屋内機器収容架	13
3.3.3 サブ高所監視カメラ	14
3.3.4 サブ高所監視カメラ 屋内機器収容架	14
3.3.5 消防局機械室 屋内機器収容架	15
3.3.6 指令台連携制御装置	16
3.3.7 操作卓	16
3.3.8 無線 LAN 装置	18
4. 役務に係る要件	19
4.1 作業体制	19
4.1.1 想定する開発体制	19
4.1.2 受注者に求める要件	20
4.1.3 担当者に求める要件	20
4.1.4 作業場所に係る要件	21
4.2 作業要件	22
4.2.1 プロジェクト管理要件	22
4.2.2 物品の調達要件	24
4.2.3 設置作業要件	25
4.2.4 試験調整要件	28
4.2.5 研修要件	29
4.2.6 運用・保守要件	31

4.3 運営ルール	32
4.3.1 定例サービスレベル報告	32
4.3.2 サービスレベルの改善	33
4.3.3 違約金の発生及び減額	33
5. 特記事項	33
5.1 提案事項等の取り扱い	33
5.2 知的財産権等	33
5.3 再委託	34
5.4 機密保持	34
5.5 瑕疵担保責任等	34

別紙資料

- 別紙 1 高所監視カメラ設備システム系統図
- 別紙 2 高所監視カメラ連携インターフェース仕様書
- 別紙 3 メイン高所監視カメラ設置図（参考図）
- 別紙 4-1 権現森山無線基地局 配置図（参考図）
- 別紙 4-2 権現森山無線基地局 鉄塔立面図（参考図）
- 別紙 4-3 権現森山無線基地局 局舎平面図（参考図）
- 別紙 4-4 権現森山無線基地局 鉄塔基礎補強（荷重）工法例（参考図）
- 別紙 5-1 大年寺山無線基地局 配置図（参考図）
- 別紙 5-2 大年寺山無線基地局 鉄塔立面図（参考図）
- 別紙 5-3 大年寺山無線基地局 局舎平面図（参考図）

1. 件名

仙台市高所監視カメラ設備更新・運用保守業務委託

2. 概要

2.1 目的

様々な消防業務の処理能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、仙台市（以下、「本市」という。）では平成3年7月から現行の総合防災情報システム（以下、「現行システム」という。）の運用を開始している。

現在、現行システムの中核を占める受付指令設備の更新から9年が経過しており、その他の機器設備も改修などの対応を迫られているため、本市は平成30年に新仙台市総合防災情報システム（以下、「新システム」）の運用を開始する。

新システムに付随する高所監視カメラ設備の構築に係る業務に関して、本市が求める要件を定義するものである。

2.2 業務の概要

2.2.1 業務内容

本業務の概要を以下に示す。なお、本業務の遂行に必要な官公庁及び関係機関との調整、必要書類の作成・照会相談及び諸手続きから検査・検収についても、本業務に含むものとする。

(1) 物品の調達

本仕様書に基づき、高所監視カメラ設備の設計、開発、調達及びテストを実施する。調達物品については、表 2-1 機器一覧を参照されたい。

(2) 設置作業

受注者が調達及び改修した物品について、本市が求める設置場所への据え付け、配線作業及び既設機器の撤去を実施する。

(3) 試験調整

設置した高所監視カメラ設備について、現地調整テスト、新システムとの接続テスト及び本市の受入テストを実施する。

(4) 研修

構築した高所監視カメラ設備の操作方法等について、本市への研修を実施する。

(5) 運用・保守

構築した高所監視カメラ設備について、運用及び保守作業を実施する。

2.3 調達範囲

本調達における物品及び実施作業等の責任分界点を以下に示す。

- 受注者は、メイン高所監視カメラ、メイン高所監視カメラ屋内機器及び無線 LAN 装置を、仙台トラストタワーに設置する。
- 仙台トラストタワーに設置する2台のメイン高所監視カメラについて、北側の北東隅

及び南側の南西隅に設置する。メイン高所監視カメラの設置場所を、以下に示す。

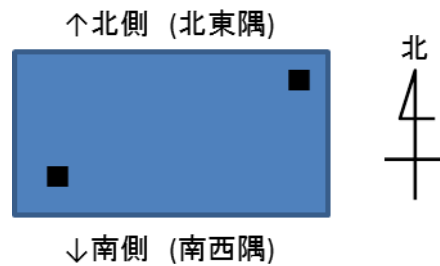


図 2-1 メイン高所監視カメラ設置場所

- 受注者は、サブ高所監視カメラを権現森山無線基地局の鉄塔、またサブ高所監視カメラ屋内機器を権現森山無線基地局の局舎内に設置する。
- 受注者は、無線 LAN 装置を大年寺山無線基地局鉄塔に設置する。また、大年寺山無線基地局局舎内のデジタル無線設備 L2 スイッチまでの配線を受注者が整備する。
- 受注者は、各種装置及び操作卓等を、仙台市消防局舎内に設置する。
- 本市の新システムとの分界点は、消防局内に設置する L2 スイッチ及び映像スイッチャまでの配線を受注者が整備する。
- 高所監視カメラ設備設置場所の分界点は、新システムが調達するネットワークまでの L3 スイッチを受注者が整備する。高所監視カメラ設備設置場所に既設の L2 スイッチが整備されている場合は、L2 スイッチまでの配線を受注者が整備する。
- 消防局内に設置する高所監視カメラ機器については、6 階機械室及び消防情報センターに設置することを想定している。
- 仙台トラストタワーへのアプローチ回線について、メイン回線を有線回線、バックアップ回線を無線 LAN 回線とした冗長化構成とする。また、操作卓からアプローチ回線の切替を可能とすること。
- メイン高所監視カメラへのアプローチ回線について、回線障害発生時、通信可能な回線への自動切替を可能とすること。

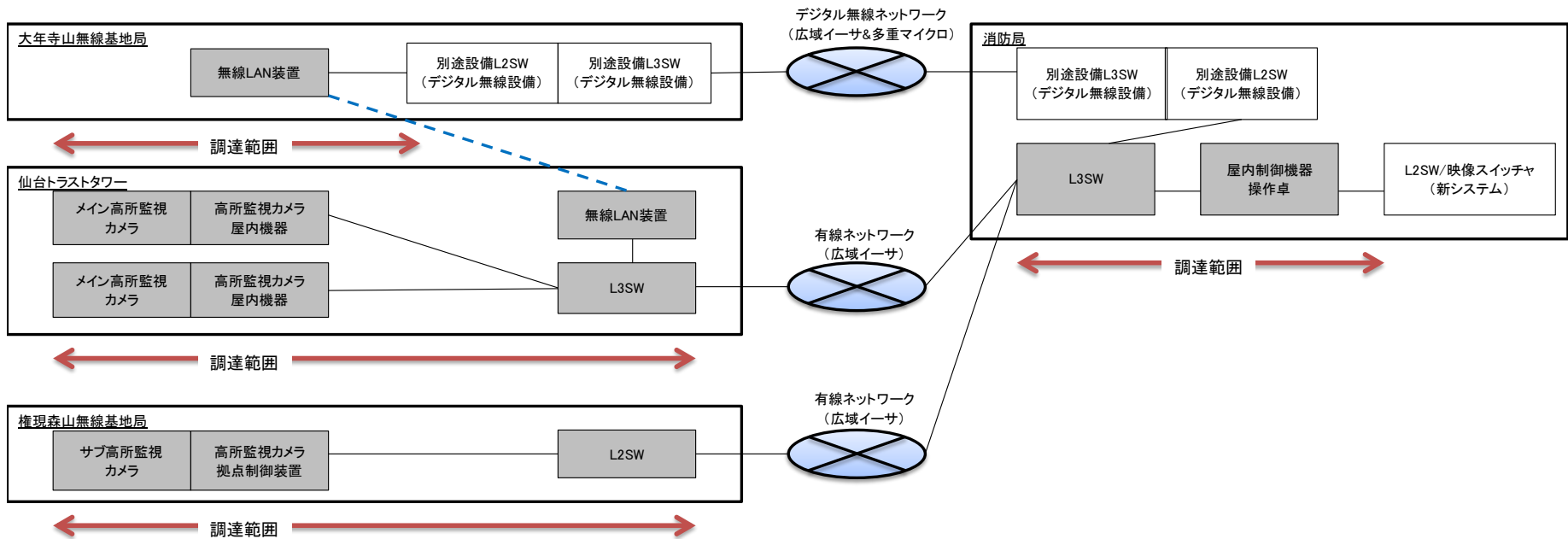


図 2-2 新システムとの責任分界点

2.4 調達対象

2.4.1 物品の調達

本調達において調達対象とする機器等について、以下に示す。

表 2-1 機器一覧

区分	品目	数量	備考	
仙台トラストタワーメインカメラ	メイン高所監視カメラ	超高感度カラーカメラ	2 台	
		高倍率ズームレンズ	2 台	60 倍以上
		カメラハウジング	2 台	
		電動旋回台	2 台	
		ウォッシュユニット	2 台	
		中継箱	2 面	
		光多重伝送装置	2 台	
		光メディアコンバータ	1 台	無線 LAN 用
	メイン高所監視カメラ屋内機器	機器収容架	1 台	
		映像分配器	2 台	
		カメラ制御器	2 台	
		マルチビューワ	1 台	
		液晶モニタ	1 台	
		H.264 HD エンコーダ	2 台	
		LAN/シリアル変換器	2 台	
		光多重伝送装置	2 台	
		光メディアコンバータ	1 台	無線 LAN 用
		L3SW	1 台	
		権現森山サブカメラ	サブ高所監視カメラ	超高感度 HD コンビネーションカメラ
サブ高所監視カメラ屋内機器	機器収容架			1 台
	映像分配器		1 台	
	カメラ制御器		1 台	
	液晶モニタ		1 台	
	H.264 HD エンコーダ		1 台	
L2SW	1 台			
消防局	機械室設置機器	機器収容架	1 台	
		L3SW	1 台	
		H.264 HD デコーダ	3 台	
		LAN/シリアル変換器	2 台	
		文字発生器	3 台	
		通信制御器	1 台	
		マトリクススイッチャ	1 台	
		指令台連携制御装置	1 台	モニタ含む
		画像鮮明化装置	3 台	
		画像防振装置	3 台	
		HDD レコーダ	3 台	

区分		品目	数量	備考
	消防情報センター設置機器	映像 4 分割装置	1 台	
		操作卓	1 台	
		操作用端末	1 台	モニタ含む
		液晶モニタ	1 台	
		操作パネル	1 台	
		L2SW	1 台	
仙台トラストタワー送信場所	アプローチ回線(無線)	無線 LAN 装置	1 台	送受信対向
大年寺山受信場所		無線 LAN 装置	1 台	送受信対向

調達する機器等の構成図については、別紙 1 を参照されたい。

2.4.2 役務の調達

各役務に係る成果物の納入方法を以下に示す。なお、詳細については 4.2 作業要件を参照されたい。

表 2-2 役務及び成果物一覧

分類	役務	成果物
プロジェクト管理	プロジェクト計画書作成	プロジェクト計画書
	プロジェクト管理	進捗状況報告書 品質基準 品質評価結果報告書 議事録
	年度毎の作業完了報告書作成	作業完了報告書
物品の調達	現地調査	現地調査工程表 現地調査実施報告書
	設計・開発	設計・開発実施計画書 機器設計書 機器仕様書
	調達	調達実施計画書
	テスト	テスト計画書 テストチェックリスト テスト結果報告書
設置作業	設置作業計画策定	設置作業全体計画書
	据え付け・配線	機器据え付け計画書 機器配置・据付図 配管・配線図
	撤去	機器撤去計画書 機器撤去実施報告書
試験調整	現地調整テスト	現地調整テスト計画書 現地調整テストチェックリスト 現地調整テスト結果報告書
	新システムとの接続テスト	接続テスト計画書 接続テストチェックリスト 接続テスト結果報告書

分類	役務	成果物
	受入テスト	受入テスト計画書 受入テストチェックリスト 受入テスト結果報告書
研修	研修計画	研修スケジュール
	教材・マニュアル作成	操作マニュアル 運用マニュアル 研修テキスト
	研修	研修結果報告書
運用・保守	運用	運用計画書 運用報告書 定期点検計画書 定期点検結果報告書
	保守	保守作業計画書 保守作業実施報告書 保守業務実績報告書 障害対応作業実施報告書

成果物の納入方法を、以下に示す。

- 受注者は、納入期限までに、指定のドキュメントを日本語で作成し、原則として紙及び電子媒体により納入すること。
- 紙のサイズは、日本工業規格 A4 判を原則とする。図表については、必要に応じて A3 判縦書き・横書きを使用することができる。また、バージョンアップ時等の差し替えが可能なようにバインダー方式とし、差し替え作業は受注者によって行う。ただし、本市が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- 電子媒体に保存する形式は、Microsoft Word 2010、Excel 2010、Power Point 2010 等で読み取り可能な形式及び PDF 形式とする。ただし、本市が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- 紙及び電子媒体については、各 2 部ずつ用意すること。
- 資料の作成にあたっては、本市と十分な打ち合わせを行うこと。
- 納入したドキュメントに修正等があった場合は、すでに納入したものであっても、紙については、更新履歴と修正ページ、電子媒体については、修正後の全編を速やかに提出すること。

2.5 スケジュール

2.5.1 期間

(1) 契約期間

契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

(2) 運用・保守期間

平成 30 年 7 月 1 日（利用開始日）から 57 ヶ月とする。

2.5.2 納入期限

受注者は、各成果物を作業の進捗状況に従い提出すること。各成果物の納入期限を以下に示す。

表 2-3 各成果物の納入期限

分類	成果物	納入期限
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	契約締結後、10 開庁日以内
	進捗状況報告書	会議終了後、速やかに
	品質基準	
	品質評価結果報告書	
	議事録	各年度 3 月末まで
作業完了報告書		
物品の調達	設計・開発実施計画書	契約締結後、1 ヶ月以内
	調達実施計画書	
	現地調査工程表	現地調査を実施する 2 週間前まで
	現地調査実施報告書	現地調査終了後、速やかに
	機器設計書	設計終了後、速やかに
	機器仕様書	
	テスト計画書	テストを実施する 2 週間前まで
	テストチェックリスト	
	テスト結果報告書	テスト終了後、速やかに
設置作業	設置作業全体計画書	設置作業を実施する 2 週間前まで
	機器据え付け計画書	作業前まで据え付け作業を実施する 2 週間前まで
	機器配置・据付図	設置作業を実施する 2 週間前まで
	配管・配線図	設置作業を実施する 2 週間前まで
	機器撤去計画書	撤去作業を実施する 2 週間前まで
	機器撤去実施報告書	機器撤去終了後、速やかに
試験調整	現地調整テスト計画書	現地調整テストを実施する 2 週間前まで
	現地調整テストチェックリスト	現地調整テストを実施する 2 週間前まで
	現地調整テスト結果報告書	テスト終了後、速やかに
	接続テスト計画書	接続テストを実施する 2 週間前まで
	接続テストチェックリスト	接続テストを実施する 2 週間前まで
	接続テスト結果報告書	テスト終了後、速やかに
	受入テスト計画書	受入テストを実施する 2 週間前まで
	受入テストチェックリスト	受入テストを実施する 2 週間前まで
受入テスト結果報告書	テスト終了後、速やかに	
研修	研修スケジュール	テスト終了まで
	操作マニュアル	テスト終了まで
	運用マニュアル	テスト終了まで
	研修テキスト	テスト終了まで

分類	成果物	納入期限
	研修結果報告書	研修終了後、速やかに
設備の運用・保守	運用計画書	年次
	運用報告書	月次
	定期点検計画書	年次
	定期点検結果報告書	定期点検実施後、速やかに
	保守作業計画書	年次
	保守作業実施報告書	保守作業終了後、速やかに
	保守業務実績報告書	四半期毎
	障害対応作業実施報告書	障害対応作業実施後、速やかに

2.5.3 概要スケジュール

本調達実施に係るスケジュールを次頁に示す。

3. 調達物品に係る要件

3.1 構造

- 屋外に設置する機器は、雨風に対して十分な保護性能を有し、地震や台風等の想定される自然災害に耐えうる構造とすること。
- 自然災害に耐えうる構造とする上で、設置施設そのものに補強が必要と判断される場合には、機器の設置と併せて施設の補強を行うこと。
- 設置 PH 階（搭屋）の装飾ライトによる高所監視カメラへの影響を考慮し、ハウジングケースの上下左右へのひさし取り付けや、反射低減用コーティングガラス（デフロスターガラス）の利用等、対策を講じること。

3.2 システム機能

- 夜間にビル屋上、非常階段等に避難した市民や災害等を撮影できるよう、カメラは超高度カメラとすること。
- 新システムのインターフェースに基づき、高所監視カメラ設備と新システムを接続すること。新システムとの連携に係るインターフェース仕様書は、別紙 2 を参照されたい。
- 高所監視カメラで撮影した映像を新システム指令台に取り込み可能とすること。
- メイン高所監視カメラのアプローチ回線について、操作卓から手動で切替制御を可能とすること。また、回線障害発生時、通信可能な回線に自動切替制御を可能とすること。なお、回線復旧時にメイン回線に自動切替制御を可能とすること。
- 映像操作卓及び指令台から高所カメラの操作を可能とすること。
- 指令台で決定した災害発生点に対して自動に高所監視カメラを旋回させ、ズーム表示すること。また、自動録画を可能とすること。なお、指令台連動については映像操作卓から ON/OFF が可能なこと。
- 指令台のカメラ操作画面において高所監視カメラを手動で旋回させ、ズーム表示した地点を災害発生点として指令台で取り込めるようにすること。
- 指令台連携制御装置は、指令系ネットワークに接続され、町丁目名が変更になった場合のデータの送受信が可能なこと。
- カメラ操作画面においては、地図上にカメラ方位と画角を扇状で表示すること。また、一画面の地図上に全 3 カメラ分のカメラ方位と画角を扇状で同時表示も可能とすること。
- 高所監視カメラが向いている方向の地点名、撮影した年月日及び時刻を画面上に表示すること。なお、地点名は町丁目まで表示可能とすること。
- 画面上に危険物施設などの特定施設として、事前に登録した施設が存在する場合は、その施設名を表示すること。
- 地番及び目標物から地点の検索を行い、対象となる地番の位置を地図表示するとともに、自動的に高所監視カメラを旋回・ズーム表示すること。
- 町名や地番をリストから選択して地点の検索を行い、対象となる地番の位置を地図表示するとともに、自動的に高所監視カメラを旋回・ズーム表示すること。

- 住民のプライバシー保護のため、予め設定された範囲に達した場合の映像はズームアウト機能を持たせること。ただし、災害発生時はこの機能を自動的に解除すること。
- 手動操作は、アナログジョイスティックにより微妙な操作が簡易に行えること。
- 録画は指令台および操作卓と連動して開始、終了できること。
- 災害輻輳時には、指定により複数のカメラが別々の事案に対応可能なこと。また、管内住所等により連動するカメラを指定できること。なお、管内住所に連動させるカメラについては、あらかじめデータにて指定設定できること。

3.3 機器仕様

3.3.1 メイン高所監視カメラ

メイン高所監視カメラの機器仕様を以下に示す。

表 2-4 メイン高所監視カメラの機器仕様

機器	項目	仕様
超高感度カラーカメラ	撮像素子	2/3 型 3 板
	映像出力フォーマット	1080/59.94i
	映像出力信号	HD-SDI(SMPTE 292M 準拠)
	水平解像度	700TV 本以上
	S/N 比	56dB 以上
	最低被写体照度	0.004Lx 以下
	周囲温度	-10°C~+40°C
高倍率ズームレンズ	用途	2/3 または 1/2 型 HDTV カメラ
	焦点距離	9 mm~540 mm(18 mm~1080 mm:2 倍エクステンダ)
	ズーム比	60 倍以上
カメラハウジング	防水性	IP54 準拠
	装備	ワイパ、デフロスタ、ヒータ、ファン
	耐風速	最大瞬間風速 60 m/s(非破壊)
電動旋回台	防水性	IPX5 準拠
	回転角度	水平:360° 垂直:上 20° 以上、下 45° 以上
	回転速度	水平:0.01° /s~75° /s 垂直:0.01° /s~12° /s
	搭載質量	120 kg 以下
ウォッシュユニット	タンク容量	10 リットル±20%
	最大使用水量	3 リットル/分
	残水量アンサー方式	2 段階アンサー信号出力
	防水性	JIS C 0920(IPX4)準拠
	材質	SUS304
光多重伝送装置 (中継箱内)	映像信号	HD-SDI 1 系統
	制御信号	シリアル
	適合光ファイバ	シングルモードファイバ

3.3.2 メイン高所監視カメラ 屋内機器収容架

メイン高所監視カメラ屋内機器収容架機器仕様を以下に示す。

表 2-5 メイン高所監視カメラ屋内機器収容架の機器仕様

機器	項目	仕様
機器収容架	規格	EIA 規格
	外形寸法(W×H×D)	600 mm×2000 mm×700 mm 程度
	搭載物	アプローチ回線 ONU 等の搭載スペースを確保すること。
映像分配器	映像入力信号	HD-SDI 1 系統以上
	映像出力信号	HD-SDI 2 系統以上
	電源	AC100V 50/60 Hz
カメラ制御器	機能	カメラ操作器からの動作信号を受け、電動旋回台、ズームレンズ等の動作を行う。
	通信 I/F	RS-232C または LAN
	ローカル操作	ズーム、フォーカス、パン・チルト、ワイパ、プリセット、ウォッシュ
マルチビューワ	入力映像信号	HD-SDI
	カメラ映像入力	4 系統 BNC 75Ω
	モニタ映像出力	1 系統 BNC 75Ω
液晶モニタ	画面サイズ	15 型
	ピクセル数	1280×768 相当以上
	映像入力	HD-SDI
H.264 HD エンコーダ	映像入力信号	HD-SDI(SMPTE-292M 準拠)
	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX
	画像圧縮方式	ITU-T H.264
	画像伝送方式	RTP/UDP/IP(ユニキャスト/マルチキャスト)
LAN/シリアル変換器	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX
	シリアル I/F	RS-232C
	LAN 側プロトコル	TCP/IP、UDP/IP、ARP、ICMP
光多重伝送装置	映像信号	HD-SDI 1 系統
	制御信号	シリアル
	適合光ファイバ	シングルモードファイバ
L3SW	LAN ポート	8 ポート以上
	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX

3.3.3 サブ高所監視カメラ

サブ高所監視カメラの機器仕様を以下に示す。

表 2-6 サブ高所監視カメラの機器仕様

機器	項目	仕様	
超高感度 HD コンビネーションカメラ	カメラ部	撮像素子	単板 CCD(カラー)、または 単板 CMOS
		有効画素数	1280(H)×720(V)以上
		映像出力フォーマット	1080/59.94i
		映像出力信号	HD-SDI(SMPTE 292M 準拠)
		水平解像度	500TV 本以上
		S/N 比	50dB 以上
		最低被写体照度	0.5Lx 以下(F1.8)
	レンズ部	ズーム比	20 倍以上(光学ズーム)
		画角	水平:43° (W)×3.5° (T)の範囲を含む 垂直:24° (W)×3° (T)の範囲を含む
	ハウジング・旋回台部	防水性	JIS C 0920 防噴流型(IPX5 相当)
		回転角度	パン :360° (エンドレス) チルト:+20° ~-70° (下向)
		回転速度	パン :180° /s(プリセット時) チルト: 45° /s(プリセット時)
	環境条件	周囲温度	耐寒型:-20°C~+40°C
		耐雪仕様	耐雪型外観とする。
		耐風速	最大瞬間風速 60 m/s(非破壊)
	総合	質量	23 kg 以下
		消費電力	280W 以下
		受風面積	0.19 m ² 以下

3.3.4 サブ高所監視カメラ 屋内機器収容架

サブ高所監視カメラ屋内機器収容架の機器仕様を以下に示す。

表 2-7 サブ高所監視カメラ屋内機器収容架の機器仕様

機器	項目	仕様
機器収容架	外形寸法 (W×H×D)	600 mm×2000 mm×700 mm 程度
	搭載物	アプローチ回線 ONU 及び既設 UPS 等の搭載スペースを確保すること。
映像分配器	映像入力信号	HD-SDI 1 系統以上
	映像出力信号	HD-SDI 2 系統以上
	電源	AC100V 50/60 Hz
カメラ制御器	機能	カメラ操作器からの動作信号を受け、電動旋回台、ズームレンズ等の動作を行う。
	通信 I/F	RS-232C または LAN
	ローカル操作	ズーム、フォーカス、パン・チルト、ワイパ、プリセット

機器	項目	仕様
液晶モニタ	画面サイズ	15 型
	ピクセル数	1280×768 相当以上
	映像入力	HD-SDI
H.264 HD エンコーダ	映像入力信号	HD-SDI(SMPTE-292M 準拠)
	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX
	画像圧縮方式	ITU-T H.264
	画像伝送方式	RTP/UDP/IP(ユニキャスト/マルチキャスト)
L2SW	LAN ポート	8 ポート以上
	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX

3.3.5 消防局機械室 屋内機器収容架

消防局機械室内屋内機器収容架の機器仕様を以下に示す。

表 2-8 消防局機械室内屋内機器収容架の機器仕様

機器	項目	仕様
機器収容架	規格	EIA 規格
	外形寸法(W×H×D)	600 mm×2200 mm×700 mm 程度
L3SW	LAN ポート	24 ポート以上
	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX
H.264 HD デコーダ	映像出力信号	HD-SDI(SMPTE-292M 準拠)
	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX
	画像圧縮方式	ITU-T H.264
	画像伝送方式	RTP/UDP/IP(ユニキャスト/マルチキャスト)
LAN/シリアル変換器	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX
	シリアル I/F	RS-232C
	LAN 側プロトコル	TCP/IP、UDP/IP、ARP、ICMP
文字発生器	用途	地点名・時刻等を表示する。
	映像入力	HD-SDI 1 系統
	映像出力	HD-SDI 1 系統
	文字数	全角 20 文字以上
	表示文字	JIS 第 1 水準、第 2 水準、ひらがな、カタカナ、アルファベット、記号、数字
	外部制御 I/F	RS-232C/LAN
通信制御器	機能	文字発生器、カメラ制御信号出力先制御等を行う。
	制御信号 I/F	RS-232C または LAN
マトリクススイッチャ	映像入力	HD-SDI 16 入力以上
	映像出力	HD-SDI 16 出力以上
画像鮮明化装置	鮮明化機能	低照度、逆光、霧、モヤ等の画像を鮮明化
	映像入力信号	HD-SDI
	映像出力信号	HD-SDI
画像防振装置	防振機能	映像動画のゆれ補正処理
	映像入力信号	HD-SDI

機器	項目	仕様
	映像出力信号	HD-SDI
HDD レコーダ	映像入力信号	HD-SDI
	映像出力信号	HD-SDI
	録画可能ディスク	BD-R/RE、DVD-R/RW
	HDD 容量	500GB 以上
映像 4 分割装置	入力信号	HD-SDI×4 入力
	出力信号	HD-SDI×1 出力
	画面表示	1 画面、左右 2 画面、4 分割画面

3.3.6 指令台連携制御装置

指令台連携制御装置の機器仕様を以下に示す。

表 2-9 指令台連携装置の機器仕様

機器	項目	仕様
指令台連携制御装置	CPU	クアッドコアプロセッサ(インテル Corei5 プロセッサ相当以上)
	主記憶容量	4GB 以上
	ディスク容量	80GB 以上
	内蔵記憶装置	スーパーマルチ(DVD-ROM/RW&CD-ROM/RW)
	OS	Windows10 Pro 相当
	電源	AC100V 50/60Hz
	モデル	24 時間連続稼働対応(長寿命部品採用製品)
	新システム通信方式	1000BASE-T/100BASE-TX 準拠×1 ポート

3.3.7 操作卓

操作卓の機器仕様を以下に示す。

表 2-10 操作卓の機器仕様

機器	項目	仕様
操作用端末	CPU	クアッドコアプロセッサ(インテル Corei5 プロセッサ相当以上)
	主記憶容量	4GB 以上
	ディスク容量	80GB 以上
	内蔵記憶装置	スーパーマルチ(DVD-ROM/RW&CD-ROM/RW)
	OS	Windows10 Pro 相当
	電源	AC100V 50/60Hz
	モデル	24 時間連続稼働対応(長寿命部品採用製品)

機器	項目	仕様
	制御操作機能	手動/自動操作選択制御 録画の ON/OFF プライバシーON/OFF カメラ切り替え選択 2 倍エクステンダの ON/OFF(メイン高所監視カメラのみ) ワイパ制御(メイン高所監視カメラのみ) ウォッシュ制御(メイン高所監視カメラのみ) ウォッシュ液残量アラーム(メイン高所監視カメラのみ) アイリスの開/閉操作(メイン高所監視カメラのみ) アプローチ回線の切り替え選択(メイン高所監視カメラのみ) フォーカスの遠/近操作 ズームの望遠/広角の操作 旋回台の上、下、左、右の操作 液晶モニタの表示画面選択制御(1 画面、左右 2 画面、4 分割画面)
操作パネル	制御操作機能	手動/自動操作選択制御 録画の ON/OFF プライバシーON/OFF カメラ切り替え選択 2 倍エクステンダの ON/OFF(メイン高所監視カメラのみ) ワイパ制御(メイン高所監視カメラのみ) ウォッシュ制御(メイン高所監視カメラのみ) ウォッシュ液残量アラーム(メイン高所監視カメラのみ) アイリスの開/閉操作(メイン高所監視カメラのみ) アプローチ回線の切り替え選択(メイン高所監視カメラのみ) フォーカスの遠/近操作 ズームの望遠/広角の操作 旋回台の上、下、左、右の操作(ジョイスティック) 液晶モニタの表示画面選択制御(1 画面、左右 2 画面、4 分割画面)
液晶モニタ	画面サイズ	24 型相当以上
	ピクセル数	1920×1200 相当以上
	映像入力	HD-SDI:2 系統/VBS:2 系統
L2SW	LAN ポート	8 ポート以上
	LAN I/F	10BASE-T/100BASE-TX

3.3.8 無線 LAN 装置

無線 LAN 装置の機器仕様を以下に示す。

表 2-41 無線 LAN 装置の機器仕様

機器	項目	仕様
無線 LAN 装置	適用規格	小電力データ通信システムの無線局の無線設備(無線設備規則 49 条の 20 第 4 号)
	利用可能周波数帯	24.78~25.22GHz
	無線伝送速度/スループット	100Mbps 以上/30Mbps 以上
	LAN I/F	100BASE-TX
	防水仕様	JIS 保護等級 4 (JIS C0920)以上

4. 役務に係る要件

4.1 作業体制

4.1.1 想定する開発体制

高所監視カメラ設備の構築において想定する開発体制を以下に示す。

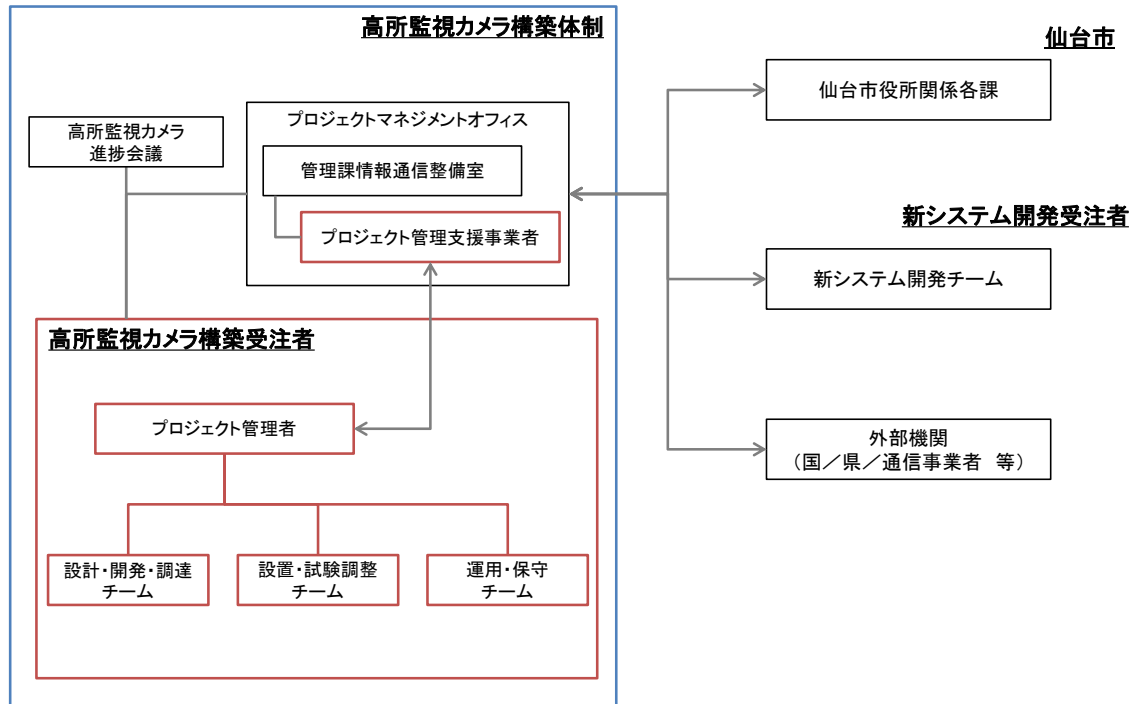


図 2-4 高所監視カメラ設備構築の開発体制

高所監視カメラ設備の構築に関与する主体及び役割分担を以下に示す。

表 2-5 高所監視カメラ設備構築の役割分担

名称		役割		
高所監視カメラ設備構築体制	高所監視カメラ設備進捗会議		高所監視カメラ設備の進捗状況及び検討方針について協議決定を行う。	
	プロジェクトマネジメントオフィス	管理課情報通信整備室	高所監視カメラ設備構築に係るプロジェクト管理を行う。	
		プロジェクト管理支援事業者	管理課情報通信整備室を支援し、プロジェクト管理を行う。	
	高所監視カメラ設備構築受注者	プロジェクト管理者		高所監視カメラ設備構築受注者内の作業に関するプロジェクト管理を行う。
		各検討チーム	設計・開発・調達 設置・試験調整 運用・保守	各業務に関する作業を行う。
仙台市役所関係各課		高所監視カメラ設備と関連する既存インフラ等を管理・運用する。		

名称		役割
新システム 開発チーム	新システム開発受注者	新システムを開発・運用する。
外部機関	国、県、通信事業者等	高所監視カメラ設備と連携するシステム等を 管理・運用する。

4.1.2 受注者に求める要件

受注者に対して求める基本的な事項を以下に示す。

- 本調達に携わる者については、日本語で打ち合わせが可能なものであること。また、打ち合わせが可能なレベルとは、日常会話のみならず、高所監視カメラ設備構築を行うために必要な会話が可能レベルとする。
- 本調達を遂行するにあたって、4.1.3 担当者に求める要件にて示す要件を満たし、一貫性を持って本調達の実施が可能な専任体制の構築に努めること。
- 本調達を遂行するにあたって、各関係機関と密に連携を図り、主体的に本調達業務を遂行すること。
- 本調達を遂行するにあたって、不具合等が発生された場合は、各関係機関と原因及び対応策について協議し、適切に対応すること。
- プロジェクト管理者及び開発リーダーについては、原則、プロジェクト期間中（設計・開発から安定稼働まで）は同一人物が継続した対応を行うこと。また、業務要件整理が出来る人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこと。
- 作業に先立ち受注者の体制、責任者及び連絡体制について書面で提出し、本市の承諾を受けること。

4.1.3 担当者に求める要件

本調達の担当者に求める要件を以下に示す。

(1) プロジェクト管理者

プロジェクト管理者とは、プロジェクト全体を統括・運営管理するとともに、全てにおいて責任を持つ者である。プロジェクト管理者に求める要件を以下に示す。

- 本調達同等以上の規模の設備の設計及び開発に係るプロジェクト管理の実務経験を5年以上有すること。
- 政令指定都市の消防業務に関する深い知識を有していること。
- 病気等により当該者が本調達を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

(2) 機器の設計、開発、調達及び研修に係る技術者

1) 開発リーダー

開発リーダーとは、高所監視カメラ設備構築の設計・開発・調達作業等において、主体となって本市と調整する者である。開発リーダーに求める要件を以下に示す。

- 高所監視カメラ設備構築に係る各役務において、業務責任者として開発管理を行うために必要な人員を配置すること。

- 高所監視カメラ設備構築における設計、開発及び調達の実務経験を5年以上有すること。
 - 本調達と同種・同規模の開発業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。
 - 政令指定都市の消防業務に関する深い知識を有していること。
- 2) 開発作業従事者
- 開発作業従事者とは、開発リーダーの下、設計、開発及び調達等作業を実施するとともに、本市とのヒアリング及び打ち合わせ等を実施する者である。開発作業従事者に求める要件を以下に示す。
- 本調達と同種・同規模の開発業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。
 - 政令指定都市の消防業務に関する深い知識を有していること。
- (3) 運用・保守に係る技術者の資格
- 1) 運用保守リーダー
- 運用保守リーダーとは、高所監視カメラ設備の運用・保守等において、主体となって本市と調整する者である。運用保守リーダーに求める要件を以下に示す。
- 高所監視カメラ設備構築における設計・開発の実務経験または運用・保守の実務経験を5年以上有すること。
 - 本調達と同種・同規模の運用・保守業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。
 - 政令指定都市の消防業務に関する深い知識を有していること。
- 2) 運用保守作業従事者
- 運用保守作業従事者とは、運用保守リーダーの下、運用保守等作業を実施するとともに、本市とのヒアリング及び打ち合わせ等を実施する者である。運用保守作業従事者に求める要件を以下に示す。
- 本調達と同種・同規模の運用・保守業務に関する見識、スキル及び経歴を有すること。

4.1.4 作業場所に係る要件

受注者は、本調達の役務に係る作業場所について、以下に示す要件を遵守すること。

- 受注者は、本調達の役務に係る作業場所として仙台市消防局及び本市施設内を使用する場合、本市と協議の上、本市が規定する必要な手続きを実施し、承諾を得ること。
- 機材・工具等の仮置き場として一部施設内を借用する場合は、事前にその旨を通知し、本市と協議のうえ、承諾を受けること。借用後は速やかに元通りの状態に戻し、清掃を行い返却すること。ただし、利用期間中であっても業務上支障が発生する場合は、移動等速やかに対応すること。
- 開発等作業場として一部施設内を借用する場合は、事前にその旨を通知し、本市と協議のうえ、承諾を受けること。借用後は速やかに元通りの状態に戻し、清掃を行い返却すること。
- 倉庫、部屋、各種盤の鍵を借用した場合は必ず作業責任者が鍵管理を行い、作業終了

後、速やかに返却すること。

- 現場事務所、材料置場及び従業員宿舍等の仮設物を施設内に設ける場合は、設置位置その他について市と協議のうえ、承諾を受けること。
- 本調達の役務において想定される作業場所を、以下に示す。

表 2-63 本調達の作業場所

作業場所	住所
仙台市消防局	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 2-15
仙台トラストタワー	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 9-1
大年寺山無線基地局	宮城県仙台市太白区茂ヶ崎四丁目
権現森山無線基地局	宮城県仙台市青葉区郷六字葛岡 25-1
青葉区役所	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 7-1

4.2 作業要件

受注者はプロジェクト管理支援事業者と密に連携を図るとともに、本調達作業に係る各種資料を提出すること。

受注者は、本項目に定める要件のほか、以下に示す関連法令及び規定を遵守すること。

- 電波法、同法関連規則・告示
- 電波法関係審査基準
- 電気通信事業法
- 建築基準法、同施行令
- 消防法
- 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準、経済産業省令）
- 電気規格調査会標準規格（JEC）
- 日本電機工業会規格（JEM）
- 日本電子機械工業会規格（EIAJ）
- 日本電線工業会規格（JCS）
- 日本工業規格（JIS）
- その他関係法令、規則及び規格

4.2.1 プロジェクト管理要件

本調達におけるプロジェクト管理に係る要件を以下に示す。なお、プロジェクト管理の実施にあたっては、本市が別途調達予定である「仙台市総合防災情報システム更新に係る業務管理支援業務委託」の受託事業者と密に連携を図るとともに、プロジェクト管理状況に係る各種資料を提出すること。

(1) プロジェクト計画書の策定

- 受注者は、本調達の各作業工程を明確に示すスケジュール、作業体制及びプロジェクト管理の各プロセスに係る実施手順を定義したプロジェクト管理要領等を含む、プロジェクト計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- プロジェクト計画書について、本調達の途中段階で修正及び見直しが必要となる場合、速やかに再提出し、本市の承諾を得ること。

(2) 進捗管理

- WBS（Work Breakdown Structure）等により作業工程ごとに必要な成果物、作業タスクを明確にすること。
 - プロジェクトの進捗状況を管理する進捗管理表及び各タスクの進捗状況を定量的に分析した報告書を定期的に作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 品質管理
- 作業工程毎及び納入成果物毎に品質評価基準等を設定し、評価結果を本市に報告すること。
 - 本市が納入成果物の検証を行うための検証基準等を設定し、本市の承諾を得ること。
 - 検証、品質改善策の検討及び実施を管理する体制を構築するとともに、品質改善のための各種取り組みが、しかるべき手続きに則って実施されていることを定期的に確認・報告すること。
- (4) 人的資源管理
- 適切な支援が期待できないと本市側で判断した場合や、やむを得ない理由により要員を変更する場合は、事前に本市と協議し、変更の可否を確認すること。なお、代替要員については、変更前の要員と同等の知識及び経験を有する要員とすること。
- (5) コミュニケーション管理
- 作業工程毎における各種作業に関する打合せ、成果物等のレビュー、進捗確認及び課題共有等を行うための会議を開催すること。
 - 会議及び報告会等については、会議の内容、対象者及び開催頻度等を明確にすること。
 - 会議及び報告会等の開催後、原則 5 営業日以内に議事録を提示し、本市の承諾を得ること。
- (6) 課題管理
- 課題の内容、発生日、優先度、担当者、対応状況、対応策、対応結果及び解決日等の情報を一元的に管理すること。
 - 定期的に対応状況を監視及び報告し、課題の経過状況を共有することで、迅速的な解決に取り組むこと。
- (7) 変更管理
- 変更管理対象を特定し、バージョン管理だけではなく、変更管理対象の最新状態や特定時点の状態をいつでも提供できる仕組みを確立すること。
 - 要件と変更管理対象の変更について、定期的に監査及び評価し、その結果を反映及び報告すること。
- (8) リスク管理
- プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを予め特定し、その発生要因、発生確率、影響度について調査分析するとともに、リスク回避策及び軽減策を策定すること。
 - リスクの発生に備え、緊急対応時の体制及び計画を整備すること。

(9) セキュリティ管理

- 受注者内の品質管理部門等の第三者、または外部機関によるセキュリティ監査が実施される場合、セキュリティ監査結果に対する改善や対策の実施状況について、本市に報告すること。
- セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合は、速やかに本市に報告し、対応策について協議すること。

(10) 年度毎の作業完了報告書作成

- 受注者は、各年度末に、当該年度において実施した作業内容、作業結果及び次年度作業の見通しをまとめた作業完了報告書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、作業完了報告書には、当該年度に作成した成果物を添付すること。

4.2.2 物品の調達要件

(1) 現地調査

- 受注者は、本市が要求する高所監視カメラ設備設置場所について、構造計算等の現地調査を実施すること。
- 受注者は、機器の搬入・据え付けに必要な現地調査を行う前に調査工程表を作成し、本市の承諾を得ること。
- 受注者は、現地調査において本市管理外の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に本市と協議を行い、所定の手続きを行うこと。
- 受注者は、調査の実施に当たっては、調査の目的及び調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、設置場所の耐荷重、電源の確保及び機器設置上の課題等を把握するとともに、周辺環境にも十分留意すること。
- 受注者は、現地調査実施後は、現地状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、本市に報告すること。なお、報告様式等は、本市の指示によるものとする。
- 現地調査に必要な資機材、図面等は、受注者の負担で準備すること。
- 現地調査の実施において、関係機関等との協議が必要な場合は、所定の手続きを行うこと。

(2) 設計・開発

- 受注者は、本市との契約締結後1ヶ月以内、設計・開発体制、方法及びスケジュール等を明記した設計・開発実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。設計・開発実施計画書の策定に当たり留意すべき基本的な事項を以下に示す。
 - 設計・開発作業に加え、新システムとの調整及びテスト等の作業内容及び作業期間を十分に考慮したスケジュールを策定すること。
 - 効率的かつ効果的な人的計画を行い、万全な体制を用意し、明確にすること。
 - 作業の進め方、各種ドキュメント等成果物の作成方法及び管理方法の各種ルールを定めたプロジェクト標準規則を作成するとともに、設計・開発に携わる全ての者が当該標準規則を遵守すること。また、当該標準規則の内容は、高所監視カメラ設備稼働後の運用・保守にも適用できるものとする。
 - 設計・開発の手戻り等、必要機能の漏れを防ぐための対策を講じること。

- 本書に示す要件に基づき設計・開発を実施すること。設計・開発作業終了後、速やかに機器設計書及び機器仕様書を作成し、本市の承諾を得ること。

(3) 調達

- 受注者は、本市が承諾した機器設計書及び機器仕様書に基づき、物品等の調達を実施すること。なお、物品等の調達に係る費用は受注者の負担とする。
- 受注者は、調達作業実施前にスケジュール及び調達物品等を明記した調達実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

(4) テスト

- 受注者は、設計・開発及び調達を実施した物品について、機器設計書及び機器仕様書どおりに機能が実装されていることを確認するテストを実施し、本市の承諾を得ること。
- 受注者は、テスト実施前にスケジュール及びテスト項目を明記したテスト計画書及びテストチェックリストを作成し、本市の承諾を得ること。
- テスト終了後、テスト結果等を明記したテスト結果報告書を作成し、本市の承諾を得ること。
- テスト結果報告書が本市の承諾を得ることができない場合には、受注者の責任により必要な修正及び追加テスト等を実施すること。

4.2.3 設置作業要件

(1) 設置作業全般

- 工法方針については、消防指令管制業務及び現行システムに影響を与えないよう、耐風・耐水・耐震及び耐久性に十分配慮して作業を実施すること。
- 本作業に際して建物、機器及び配線等に損傷を与えないよう、適切な保護及び養生を行うこと。損傷を与えた場合は、本市の指示に従い速やかに復旧させること。
- 本作業に際して危険の恐れがある箇所には、作業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設けること。事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、本市に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において実施をすること。
- 現地調査終了後、設置作業全体の作業内容及びスケジュール等を記載した計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- メイン高所監視カメラは、仙台トラストタワーに設置するものとする。また、仙台トラストタワーのPH3階（地上高176.5m）にメイン高所監視カメラ本体を設置し、メイン高所監視カメラ屋内機器を3階のMDF室に設置すること。
- メイン高所監視カメラは2台設置すること。また、360度の視野を確保するためにビル対角線となる北側の北東隅及び南側の南西隅に設置すること。なお、南西隅については、映像伝送を行うため、大年寺山無線基地局向けに無線LAN装置を設置すること。また、高所監視カメラ機器の設置に係る仙台トラストタワーの借用については、本市が別途契約を行う。
- メイン高所監視カメラ設備を仙台トラストタワーに設置する際、仙台トラストタワー管理上において、設備の一部施工に関しては施設管理者で対応するものとする。なお、仙台トラストタワーの設備施工作业については、施設管理者と作業内

容等を協議の上、実施すること。本市で想定する設備施工作業の分担を、以下に示す。

表 2-74 仙台トラストタワー設備施工作業分担想定

担当者	作業内容
本業務委託受注者	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン高所監視カメラの二次架台の調達 ・メイン高所監視カメラの二次架台の設置 ・ケーブル配線から各端子及び各装置への接続 ・機器収容架の設置 ・各ケーブル配線から各端子及び各装置への接続
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・MDF 室からメイン高所監視カメラ設置個所までの信号及び電源ケーブルの敷設配線 ・メイン高所監視カメラの一次架台の調達 ・メイン高所監視カメラの一次架台の設置 ・一次架台の設置に係るデッキフロア加工 ・フリーアクセスフロア材の加工 ・分電盤から機器収容架への電源ケーブルの敷設配線

- 仙台トラストタワーへの設置作業に係る作業指示事項を、以下に示す。なお、メイン高所監視カメラの設置図は、別紙 3 を参照されたい。
 - PH3 階の高所監視カメラ設備の電源は、3 階 MDF 室分電盤より受電すること。
 - 機器収容架の固定用アンカーボルトの埋め込み深さは、30 mm 以内とすること。
 - H 形鋼に留める際にメッキに擦れ等が生じた場合は、同等の補修剤を塗布すること。
 - メイン高所監視カメラで設置する鋼材やポール自体の強度計算を実施すること。
- 権現森山無線基地局への設置作業に係る作業指示事項を、以下に示す。なお、権現森山無線基地局の配置図、鉄塔立面図、局舎平面図及び鉄塔基礎補強工法例は、別紙 4 を参照されたい。
 - 既設のデジタル無線活動波の空中線同軸ケーブル 4 本を 1 束化すること。
 - サブ高所監視カメラ用敷設ケーブルを鉄塔の L 鋼材の中に沿って配線すること。
 - 鉄塔基礎部分に、408 kg 以上のウエイト（荷重）を加えること。ウエイトの碎石等は豪雨等で流出する可能性があるため、H 鋼材（溶融亜鉛メッキ仕上げ、防錆防食処理）で囲う方法や、かごマット工法とすること。
- 大年寺山無線基地局の配置図、鉄塔立面図及び局舎平面図は、別紙 5 を参照されたい。
- 回線開通費用を含めた高所監視カメラ設備の運用に必要なネットワーク使用料は、開通時（高所監視カメラ設備本番稼働前）から本番稼働までの間、受注者の負担とする。また、回線開通に係る本市の手続きについて、適宜支援すること。なお、広域イーサ回線及び無線 LAN 回線は、高精細映像伝送を確保するため、1 画像あたり 10 Mbps 帯域を想定すること。
- 本仕様に記載されていない事項については、本市と協議の上、施工すること。

(2) 機器据え付け

- 受注者は、作業内容及びスケジュール等を記載した計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 機器配置は、本市と協議の上決定すること。
- 耐震性を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- 機器の床据え付けにおいて、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮すること。また、着手前に耐震強度計算書を提出し、本市の承諾を得ること。
- 機器を壁面及び装置架等の床部へ固定する際は、原則としてあと施工アンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- 本作業に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ本市に申し出てその承諾を得ること。
- 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。
- 配線は、他の電源線及び空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りに十分配慮すること。
- 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。
- 本作業に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、本市と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。
- 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間が発生する場合は、あらかじめ本市に報告し、承諾を得ること。また、既設設備の運用停止期間が極力短くなるよう、仮設方法及び移設方法を提案し、本市の承諾を得ること。
- 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- 本市が指示した移設装置について、ラック等に収納するなど効率的な設置方法を取ることを。

(3) 既設機器の撤去

- 受注者は、本調達における機器据え付け作業において、既設機器の撤去を実施すること。なお、既設ケーブルについては必要に応じて撤去及び回収を行うこと。
- 受注者は、既設機器の撤去を行う前に機器撤去計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- 受注者は、既設機器の撤去実施後は、現地の状況を示す写真、撤去及び回収に係る作業結果を取りまとめ、本市に報告すること。なお、報告様式等は、本市の指示によるものとする。
- 撤去の対象となる既設機器を次頁に示す。なお、表 2-8 以外の既設機器について、撤去が必要となった場合は、本市と協議の上、受注者の負担で撤去すること。
- 撤去機器については、消防局舎内の本市が指示する場所に搬送すること。

表 2-85 撤去機器一覧

設置場所	装置区分	装置名称	識別／構造仕様	数量	
消防局 (消防情報センター)	操作卓	ビデオタイマ	VTG-110	1 式	
		映像マトリクススイッチャ	8:12	1 式	
		映像分配器	DA-26	1 式	
		変調器	MD770UME	1 式	
		映像音声変調器	HMX-020(MOD)	1 式	
		漢字ビデオタイトラ	XV-J1000	1 式	
		液晶モニタ	LC-13S4-S	2 式	
		音声マトリクススイッチャ	6:10	1 式	
		音声分配器	ADA	1 式	
		高速モデム	MT1932BL1	2 式	
		カメラ操作器		2 式	
		ミキサーアンプ	MX-113	2 式	
		マイクロホン	DM-524S	2 式	
		音声モニタ	6301B	2 式	
		アナログ光伝送装置	PT-RC30T	1 式	
		拡張スロット	システム制御器 CR-125	1 式	
		制御部 2	HP COMPQ DC7700	1 式	
		制御部 3	HP COMPQ DC7700	1 式	
		WEB デコーダ	PT-IP2000R	2 式	
		プロトコルコンバータ	PC-1	1 式	
	HUB	WS-C2960-24TT-L	1 式		
		録画装置	デジタルレコーダ	DS-G250	2 式
			DVD ビデオレコーダ	SR-MV50	1 式
		電源盤		1 式	
青葉区役所(災害情報センター機械室)	アナログ光伝送装置	アナログ光伝送装置	PT-RC30R	1 式	
		映像音声復調器	HMX-020(DEM)	1 式	

4.2.4 試験調整要件

(1) 現地調整テスト

- 受注者は、設置作業完了後、本調達設備が正常に機能することを確認するため、現地調整テストを実施すること。
- 受注者は、現地調整テスト実施前に、スケジュール等を記載した計画書及びテスト項目等を記載したチェックリストを作成し、本市の承諾を得ること。
- 現地調整テスト終了後、テスト結果等をまとめたテスト結果報告書を作成し、本市の承諾を得ること。
- テスト結果報告書が本市の承諾を得ることができない場合には、受注者の責任により必要な修正及び追加テスト等を実施すること。

(2) 新システムとの接続テスト

- 受注者は、設置作業完了後、本調達設備が正常に新システムと接続されていることを確認するため、新システムとの接続テストを実施すること。
- 受注者は、新システムとの接続テスト実施前に、スケジュール等を記載した計画書及びテスト項目等を記載したチェックリストを作成し、本市の承諾を得ること。なお、テスト実施に当たり、必要に応じて新システム開発受注者と調整を実施す

ること。

- 新システムとの接続テスト終了後、テスト結果等をまとめたテスト結果報告書を作成し、本市の承諾を得ること。
- テスト結果報告書が本市の承諾を得ることができない場合には、受注者の責任により必要な修正及び追加テスト等を実施すること。

(3) 受入テスト

- 受注者は、現地調整テスト及び新システムとの接続テスト完了後、本市への受入テストを実施すること。
- 受注者は、受入テスト実施前に、スケジュール等を記載した計画書及びテスト項目等を記載したチェックリストを作成し、本市の承諾を得ること。
- 受入テスト終了後、テスト結果等をまとめたテスト結果報告書を作成し、本市の承諾を得ること。
- テスト結果報告書が本市の承諾を得ることができない場合には、受注者の責任により必要な修正及び追加テスト等を実施すること。

4.2.5 研修要件

(1) 研修計画

- 研修内容の立案及び研修スケジュールの策定を行い、研修方法等について記載した実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 実施計画書に基づき、対象者及び実施場所等を具体的に定めた実施要領を作成し、本市の承諾を得ること。
- 想定する研修の一覧を以下に示す。

表 2-96 高所監視カメラ設備に係る研修一覧

研修種別	対象者	実施内容	実施方法	頻度
運用管理者 研修	管理課情報 通信整備室	高所監視カメラ設備運用管理手順について 高所監視カメラ設備操作手順について	講義	2 回程度
	消防情報セ ンター	高所監視カメラ設備運用管理手順について 高所監視カメラ設備操作手順について	講義	2 回程度
業務担当者 研修	指令課職員	高所監視カメラ設備操作手順について	講義(集合研修 及びテレビ会議 システムによる 映像配信)	2 回程度

(2) 教材・マニュアル作成

- 職員による高所監視カメラ設備の操作手順を示した操作マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 高所監視カメラ設備の運用管理及び障害発生時の一次切り分けを円滑に実施するための運用手順を示した運用マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 操作マニュアル及び運用マニュアルについて、職員等が高所監視カメラ設備の操作方法を短期間で習得しやすいうように説明方法及び文章を工夫すること。また、人事異動後の新任者への研修時等、研修用の専任講師がいない場合においても、それらを通読することで十分に理解できる、分かりやすい内容となるよう工夫す

ること。

- 操作マニュアル及び運用マニュアルに加えて、研修内容を理解するために必要な各種研修テキストを作成すること。
- 操作手順等の変更により、操作マニュアル及び運用マニュアルの改訂が必要となった場合は、速やかに当該マニュアルを修正し、本市に提出すること。

(3) 研修

- 職員向けに高所監視カメラ設備の操作方法等を説明する研修、職員及び運用事業者向けに高所監視カメラ設備の運用管理の方法等を説明する研修等、対象者及び目的に合わせた研修を実施すること。
- 研修は、本市が提供する場所において実施すること。
- 稼働後の運用を想定し、消防局及び署所における一連の業務に対する研修を実施すること。重要障害が発生したことを想定した対応研修を実施すること。
- 本市より高所監視カメラ設備に関する疑問及び不明点等の問合せがあった場合、受注者は速やかに追加研修等を含めたサポートを実施し、適切に運用・管理されるよう支援を行うこと。
- 研修の実施結果及び課題等をまとめた研修結果報告書を作成し、本市の承諾を得ること。

4.2.6 運用・保守要件

運用作業及び保守作業に係る要件を以下に示す。運用作業は、調達機器・設備に対する本市問い合わせ対応及びトラブル対応に係る作業を指すものとする。保守作業は、調達機器・設備に対する定期点検作業等に係る作業を指すものとする。なお、運用作業及び保守作業の前提となる高所監視カメラ設備サービス要件及びサービスレベルを以下に示す。

表 2-107 高所監視カメラ設備におけるサービス要件

サービス要件		概要	サービス要件案
受付窓口	サービス窓口	管理課情報通信整備室から新システムに係る連絡を受ける手段を定める。	電子メール・電話
	サービス時間帯	管理課情報通信整備室から高所監視カメラ設備に係る連絡を受ける時間帯を定める。	24 時間(電話対応)
サービス量		高所監視カメラ設備の利用可能時間を定める。	24 時間
計画停止		定期保守等による計画停止期間を定める。	本市との協議の上、年間の計画停止回数を設定

表 2-18 高所監視カメラ設備のサービスレベル

区分	サービスレベル指標	概要	サービスレベル
受付窓口	稼働率	本来利用可能な時間のうち、実際に利用可能な時間の割合。 稼働率＝(実際稼働した時間)／(サービス時間帯の合計時間)	99.999%
機器	監視時間	機器に対する稼働監視、性能監視における監視時間。	24 時間 365 日
	サービス稼働率	機器について、サービスが稼働している割合。	99.999%
	報告タイミング	機器の障害後、障害時の問題状況報告までの時間。	24 時間以内

(1) 運用作業に係る要件

- 受注者は、年度毎の運用作業計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、計画書を変更及び修正する場合は、速やかに本市に連絡を行い、承諾を得ること。
- 運用作業完了後、現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、本市に報告すること。なお、報告様式等は、本市の指示によるものとする。
- 受注者は、運用作業に係る体制図及び緊急連絡先を提出し、本市の承諾を得ること。なお、体制図及び緊急連絡先を変更及び修正する場合は、速やかに本市に連絡を行い、承諾を得ること。
- 本調達設備等について電気通信事業者から要請を受けた場合、要請事項について対応すること。
- 24 時間オンコール体制を確保すること。なお、運用対応については消防局への常駐ではなく、別拠点における問い合わせ対応を想定している。
- 本調達設備等について障害が発生した場合、速やかに障害復旧を行うこと。なお、特に重大な障害が発生した場合は、24 時間以内に現地調査の実施及び本市への報告を行うこと。

- 障害復旧作業完了後、速やかに障害復旧作業報告書を作成後提出すること。

(2) 保守作業に係る要件

- 受注者は、年度毎の保守作業計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、計画書を変更及び修正する場合は、速やかに本市に連絡を行い、承諾を得ること。
- 保守作業完了後、現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、本市に報告すること。なお、報告様式等は、本市の指示によるものとする。
- 受注者は、保守作業に係る体制図及び緊急連絡先を提出し、本市の承諾を得ること。なお、体制図及び緊急連絡先を変更及び修正する場合は、速やかに本市に連絡を行い、承諾を得ること。
- 受注者は、本調達に係る機器について定期点検を実施すること。
- 定期点検に当たり、対象機器等について年度毎の定期点検計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、計画書を変更及び修正する場合は、速やかに本市に連絡を行い、承諾を得ること。
- 定期点検作業に当たり、権現森山無線基地局に設置したサブ高所監視カメラのレンズ清掃作業を実施すること。
- 定期点検完了後、現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、本市に報告すること。なお、報告様式等は、本市の指示によるものとする。
- 保守作業及び定期点検において、本調達設備等の交換作業が必要となった場合、受注者の負担により交換作業を実施すること。本市にて想定する交換対象機器を以下に示す。なお、交換作業対象の調達機器及び交換作業の実施については、本市と協議の上決定する。
 - 高倍率ズームレンズ、カメラハウジング及び電動旋回台の駆動部及びセンサー部
 - 電源部
 - 端末機器等
- 消耗品の修理及び交換に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、事故や災害など受注者の責によらない原因による機器の修理に係る費用は、本市と協議の上決定する。

4.3 運営ルール

4.3.1 定例サービスレベル報告

受注者は、以下の事項について月次で本市に報告を行うこと。

- サービス実績の報告
- 問題対応結果の報告
- 再発防止策の提案
- 計画・予防施策の提案
- 実施対策の報告

受注者は、報告内容に基づき、サービス実績の評価、問題対応結果の評価及び実施対策の評価を行うものとする。また、報告内容に基づき、再発防止策の検討及び計画・予防施策実

施の検討を行うものとする。なお、本市及び受注者の両者が変更の必要を認めた場合は、サービスレベルを変更するものとする。

4.3.2 サービスレベルの改善

受注者は、サービスレベルが未達成の場合、速やかに原因を究明し、業務への影響や緊急性等の重要性に基づき、リソースの増強や代替手段の適用など、暫定的、中長期的に必要な措置を無償にて講じること。なお、原因が高所監視カメラ設備以外の外部的なものである場合は、その理由及び対策案を可能な限り本市に提示し指示を受けること。

4.3.3 違約金の発生及び減額

(1) 違約金の取り扱い

高所監視カメラ設備稼働後の運用保守期間において、高所監視カメラ設備がサービスレベルを満たせない場合、本市と予め定める違約金を本調達の委託料から減額するものとする。なお、各年度における違約金については、翌年度の委託料から減額するものとする。ただし、本調達に係る契約の最終年度における違約金については、最終年度の業務完了後、速やかに変更契約を締結した上で最終年度の委託料から減額するものとする。

(2) 違約金の算定方法

違約金については、各サービスレベルについてポイントを定めた上で、各サービスレベルを満たせない場合に当該ポイントを付与するものとする。ポイントの合計が一定の値を超過する場合、各年度の委託料の5%に相当する額を違約金として設定することを想定する。

なお、違約金の算定方法等の詳細については、本市と協議の上決定する。

5. 特記事項

5.1 本仕様書に記載がない事項の取り扱い

- 本仕様書に記載がない事項であっても社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務委託の範囲に含むものとする。

5.2 知的財産権等

- 本調達に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、本市が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて受注者に帰属するものとする。ただし、本市は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、自己利用するために必要な範囲で複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。なお、当該作業を第三者に委託する場合は、事前に開示範囲とその利用条件について書面により受注者に申し出、受注者の承諾を得ることとする。
- 本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に本市へ報告し、承諾を得ること。

- 受注者は、本市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。その場合、速やかにその旨を書面により本市に届けなければならない。
- 本調達に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。
- 本調達における調達物品及びドキュメントの所有権は、すべて本市に帰属するものとする。

5.3 再委託

- 受注者は、本調達の全部及び主要部分を他に再委託することはできない。主要部分以外の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を本市に書面で提出し、承諾を受けること。なお、主要な部分とは、プロジェクト管理者、開発リーダー及び運用保守リーダーにより実施される作業を指すものとする。また、本調達に係る物品の調達先を制限するものではない。
- 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、本市に書面で提出し、承諾を得ること。なお、他に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

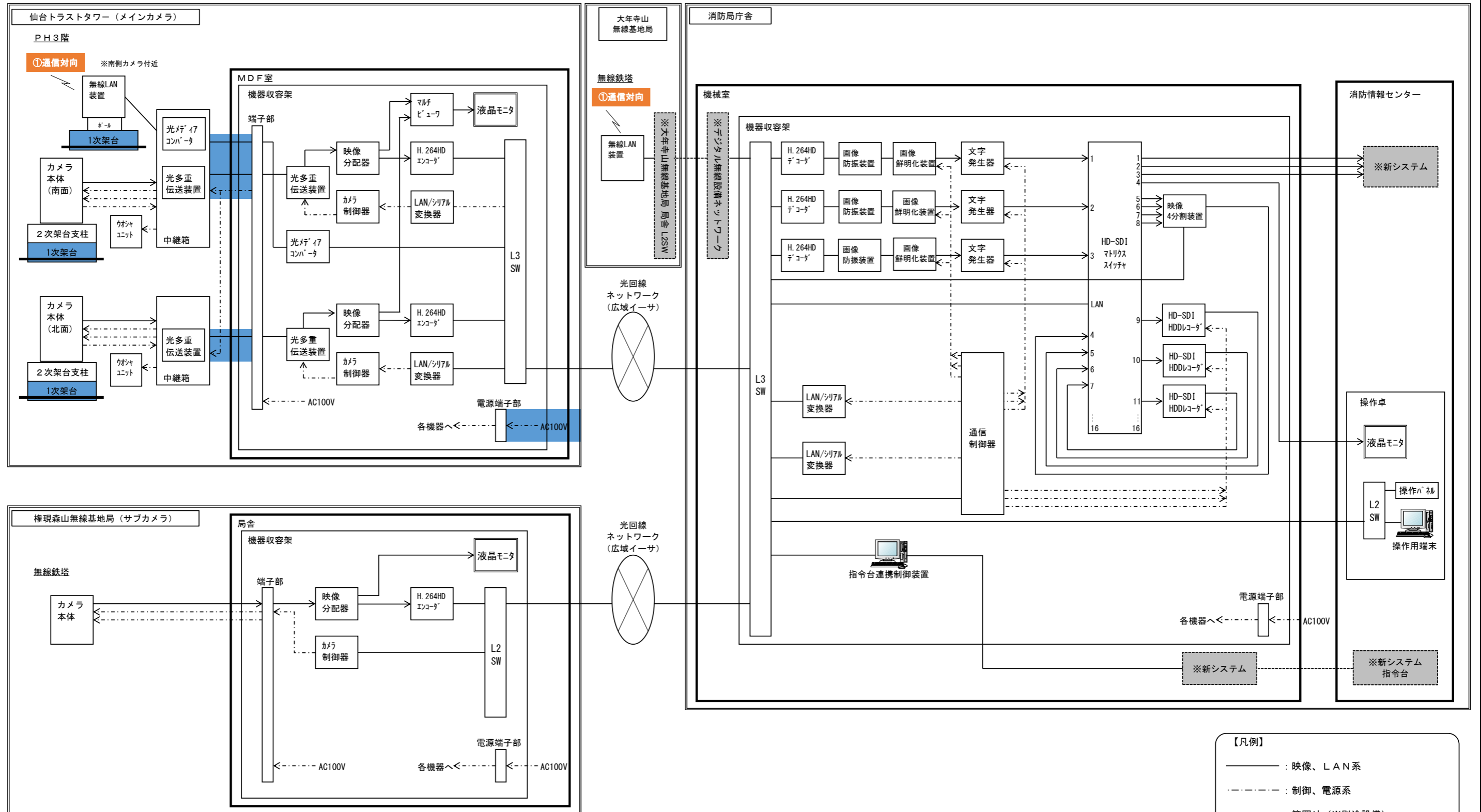
5.4 機密保持

- 受注者は、本調達において、本市から提供された資料及び情報並びに搬入する機器及びドキュメントに関する情報等については、外部に漏洩しないよう「機密保持管理方法書」を作成し、本市の承諾を得た上で、厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、作業完了後、本市に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を該当する役務の結果報告書の一部として提出すること。
- 秘密事項の取り扱いの詳細については、別に締結する契約書の定めに従うこと。

5.5 瑕疵担保責任等

- 運用開始日から 1 年以内に、本調達に関連した受注者の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は、受注者の責任、負担において迅速に修理、修復または交換を行うこと。ただし、構造耐力上主要な部分、もしくは雨水の侵入を防止する部分については、高所監視カメラ設備の本稼働日から 10 年以内を範囲とする。
- 瑕疵修補を実施した際には、書面にて本市に報告を行うこと。

別紙1. 高所監視カメラ設備 システム系統図



【凡例】

- : 映像、LAN系
- - - - : 制御、電源系
- : 範囲外 (※別途設備)
- 水色網かけ : ビル施設管理者側の施工範囲

別紙 2

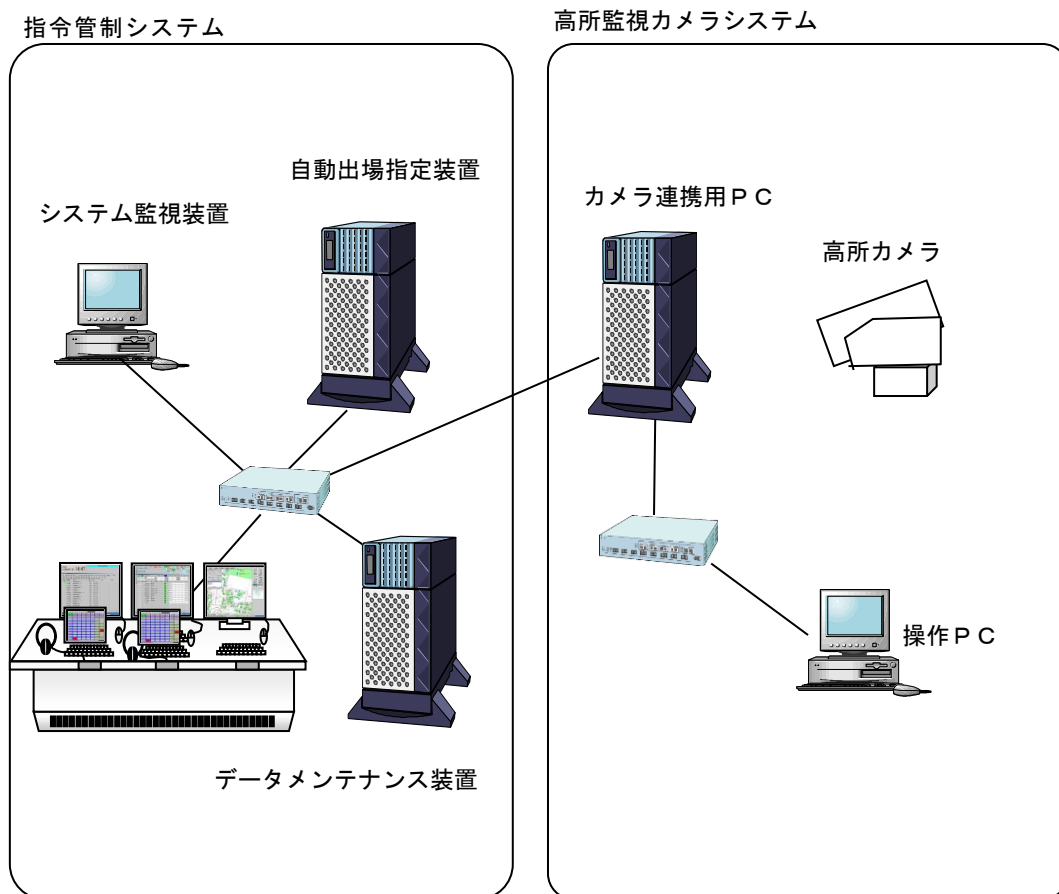
高所監視カメラ連携インターフェース仕様書

目次

1. 接続構成	2
2. 通信仕様	3
3. 電文形式	3
4. 接続仕様	5
5. 電文一覧	8
6. 電文レイアウト	9
7. 連携ファイル仕様	23
8. 連携ファイルレイアウト	24
9. その他	27

1. 接続構成

接続構成を以下に示す。



<概要>

- カメラ携帯用PCをLAN接続し、指令台からの制御により災害発生時のカメラ自動連動、インポーズ表示機能を実現する。
※送出タイミングは指令管制システム機能にて指定。
- 指令管制システムと高所監視カメラシステムとの接続は以下のとおり。
<指令連動>
接続装置: 自動出場指定装置～カメラ携帯用PC
・自動出場指定装置は日本語ディスプレイ装置からの指示によりカメラ携帯用PCとの通信を行う。
- 装置間にて定期監視を行い高所監視カメラシステムの状態監視する。
<状態監視>
・カメラ携帯用PC、および操作PCの状態監視は通信制御装置～カメラ携帯用PCの定期通信、障害通知情報の通信にて行う。
・定期通信応答時、カメラ携帯用PCは自動出場指定装置に対して操作PC間接続状況を送信する。
・自動出場指定装置は高所監視カメラシステム側の状態情報をシステム監視装置に通知する。
- 町名表示用の連携ファイルはデータメンテナンス装置内に格納する。カメラ携帯用PCは任意操作により情報取り込み更新を行う。

2. 通信仕様

- 1-1 伝送制御手順
- 1-2 プロトコル
- 1-3 通信方式
- 1-4 アプリケーションインターフェース
- 1-5 データフロー開始制御
- 1-6 送受信制御

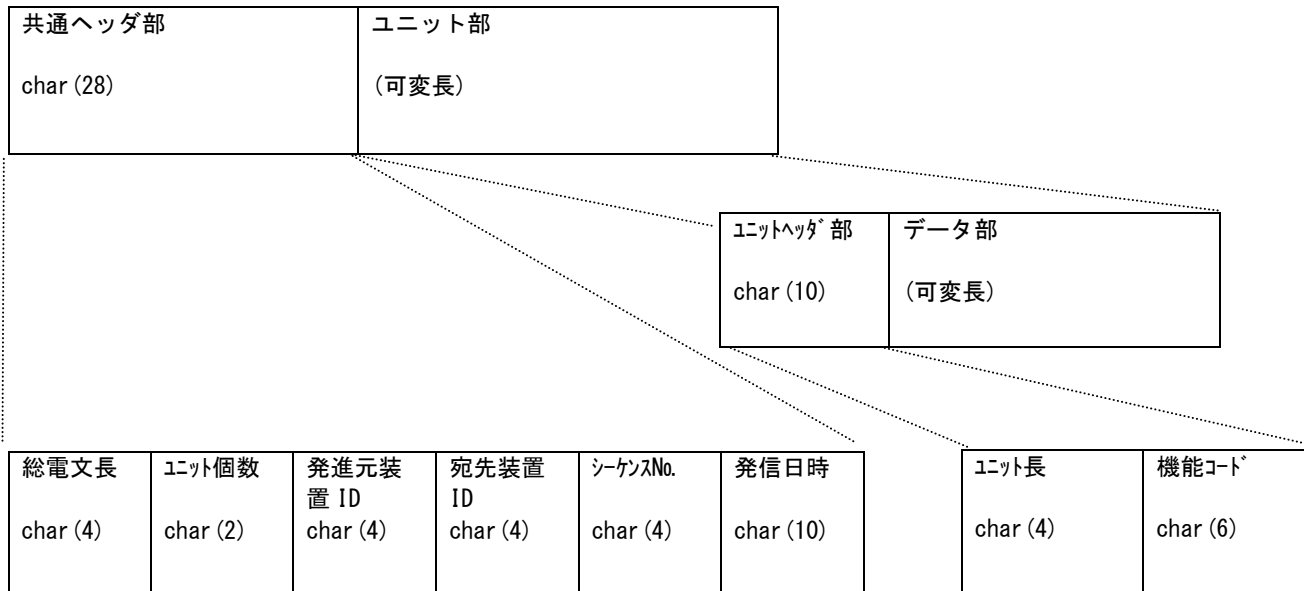
- 1-7 コード体系

- : CSMA/CD 形式
- : TCP/IP
- : クライアント・サーバ方式
- : ソケットインターフェース (ストリームソケット)
- : 運用開始通知/運用開始応答
- : 全二重
(但し、送信電文に対する応答電文による確認)
- : ASCII

3. 電文形式

2-1 ストリームソケット (TCP)

(1) 電文レイアウト



(2) 電文項目説明

- 総電文長 : 共通ヘッダ部+ユニット部の総合計バイトを設定する。
ユニット個数 : 共通部以降に続くユニット個数を設定する。(" 1" 固定)
発信元装置 ID : 送信元の装置番号 c(2)+装置内番号 c(2)を設定する。
宛先装置 ID : 送信先の装置番号 c(2)+装置内番号 c(2)を設定する。
シーケンスNo. : システム起動後に" 0001" ~" 9999" を電文送信毎にサイクリックに設定する。
発信日時 : 電文を送信した日時を設定する。
ユニット長 : 1ユニットのユニットヘッダ部+データ部の合計バイトを設定する。
機能コード : 送信電文に対応したコードを設定する。
データ部 : 送信するデータを設定する。

2-2 装置 ID 規約

- 自動出場指定装置 : (別途指定)
カメラ連動用 P C : (別途指定)

2-3 ポート番号 (クライアント→サーバ)

- 自動出場指定装置 → カメラ連携用 P C : (port:30000)
カメラ連携用 P C → 自動出場指定装置 : (port:30000)

4. 接続仕様

4-1 通信手順

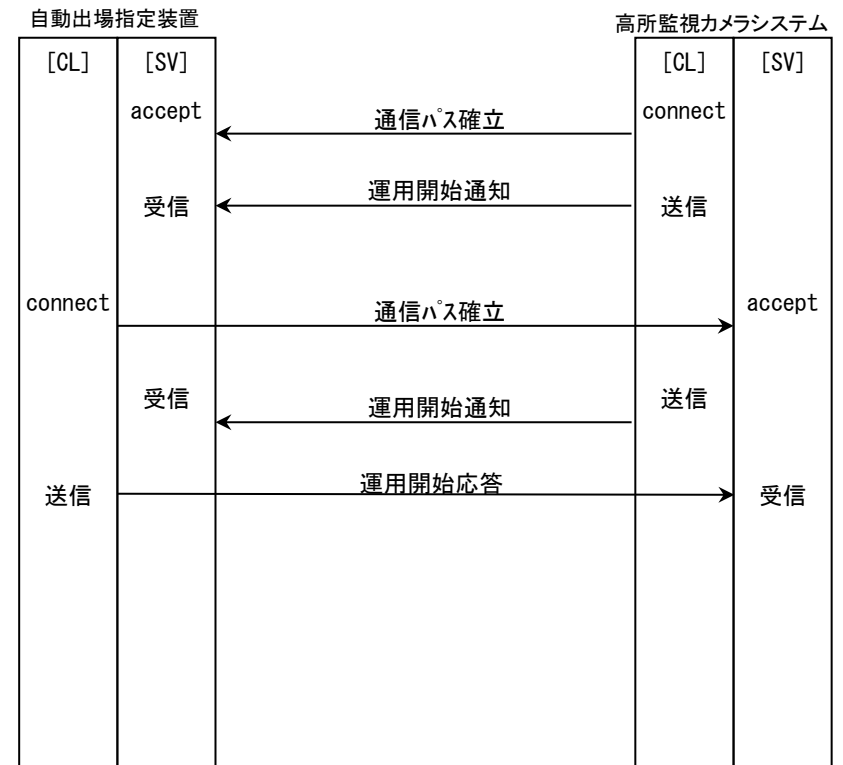
- (1) パスは、自動出場指定装置→カメラ連携用PC、
カメラ連携用PC→自動出場指定装置の2本を生成するものとする。
- (2) 通信パスは初期接続時に生成し、データ送受信時には生成しないものとする。
- (3) 受信時は電文内容のチェックを行い、結果応答を返すものとする。
※ チェック内容については、別途記述。
- (4) 送信側の応答電文待ちについては、タイムアウト（3秒 ※1）を設定する。
- (5) 送信異常時は該当電文を破棄し、エラーログへの出力を行う。
- (6) 受信異常の場合、高所監視カメラシステムは受信パス及び送信パスを破棄し、再接続処理を行うものとする。

※1. タイムアウト値、定期診断送信間隔、リトライ間隔/回数は定義変更により変更可能とする。（自動出場指定装置）

4-2 通信シーケンス

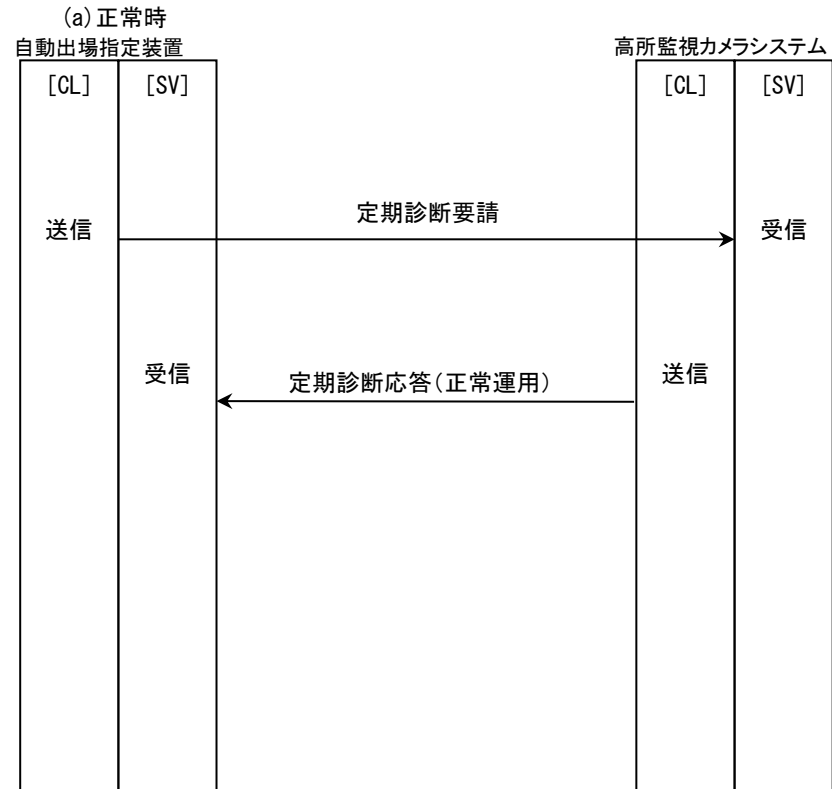
(1) 初期接続

高所監視カメラシステムは、送信パス（高所監視カメラシステム→通信制御装置）が確立すると、運用開始通知を送信する。
運用開始応答を受信するまで、再送する。

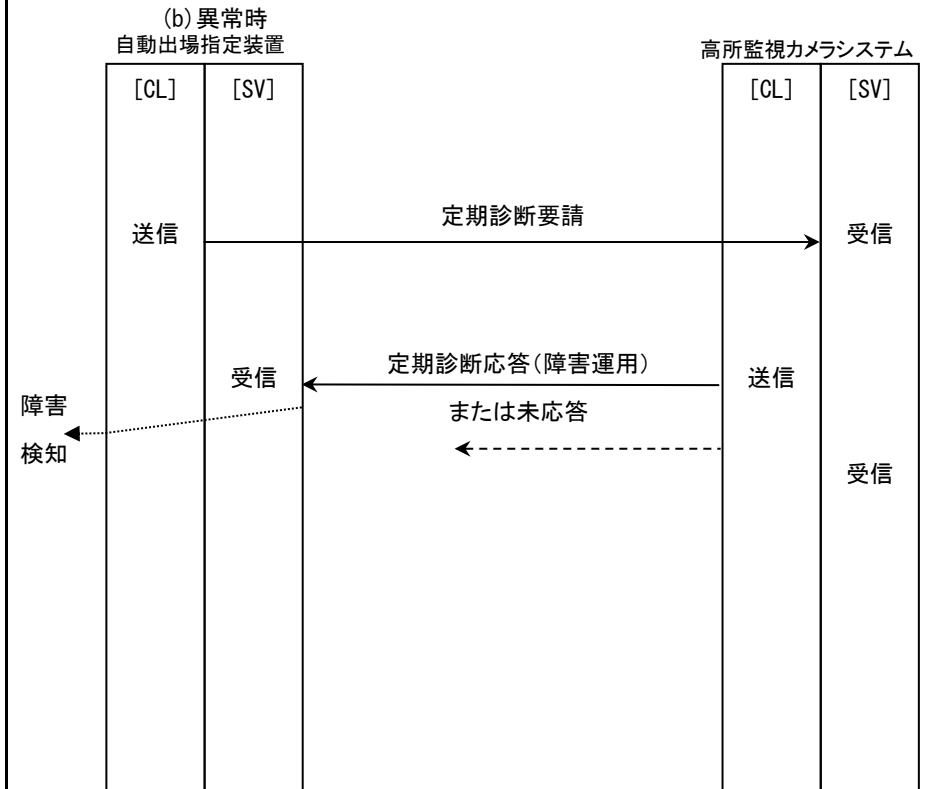


(2) 定期診断

自動出場指定装置は、運用開始応答受信後、定期診断要請を送信する。送信間隔は60秒(※1.)とする。

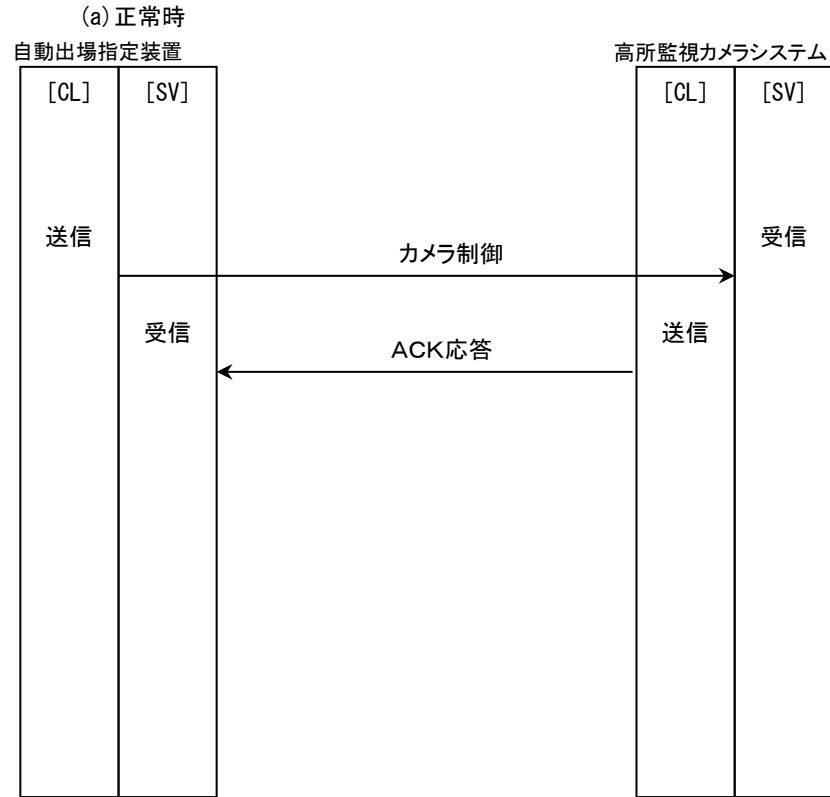


定期診断応答(障害)受信時、および未応答時のリトライは行わず、システム監視装置に高所監視カメラ障害を送信する。

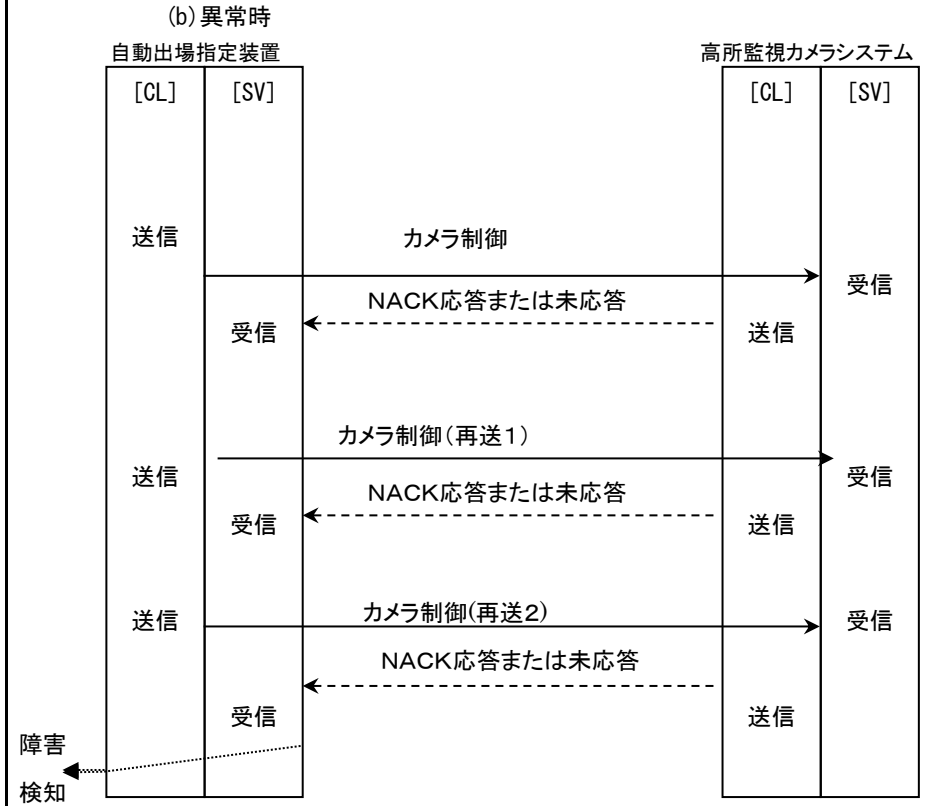


(3) カメラ制御

通信制御装置は自動出場指定装置の指示により、カメラ制御電文を送信する。
高所監視カメラシステムでは、受信電文のチェック結果を応答後、カメラ自動制御を行う。



NACK受信時、および未応答時のリトライは2回（3秒間隔）とする。
ACK応答受信でない場合はシステム監視装置に高所監視カメラ障害を送信する。その後の処理は「3. 接続仕様 3-1 通信手順」に従う。



5. 電文一覧						
項番	機能コード	電文名称	送信方向			機能概要
1	160010	カメラ連動開始	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	高所監視カメラを電文上の位置に振り向ける。
2	160091	ACK応答	自動出場指定装置	←	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムが受信電文を正常に処理できた場合に送信する。
3	160092	NACK応答	自動出場指定装置	←	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムが受信電文を正常に処理できなかった場合に、識別値を設定して送信する。
4	160100	定期診断要求	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	指令管制システムより一定間隔で送信する。
5	160101	定期診断応答	自動出場指定装置	←	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムは定期診断要求受信時に送信する。
6	160000	運用開始通知	自動出場指定装置	←	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムより、通信パス接続後送信する。
7	160001	運用開始応答	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	指令管制システムが運用開始通知受信時に送信する。
8	160011	カメラ連動停止	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	高所監視カメラに表示しているテロップを消去する。
9	160020	録画開始	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	H Dレコーダの録画を開始する。(全カメラ映像)
10	160021	録画停止	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	録画を停止する。
11	160050	撮影地点取込み要求	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムに現在の撮影地点の要求指示をする。
12	160051	撮影地点応答	自動出場指定装置	←	高所監視カメラ	高所監視カメラシステムから現在の撮影地点の位置情報を受信する。
13	160040	連動強制解除	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	テロップ消去、録画停止する。
14	160060	カメラ制御	自動出場指定装置	⇒	高所監視カメラ	高所監視カメラにズーム・パン・チルト・フォーカス指示をする。

6. 電文レイアウト				1	電文名称	カメラ連動開始	電文長	240
					タグ名			
項番	項目名称	type	len	変数名	内容			
1	ユニット長	char	4		"0240"			
2	機能コード	char	6		"160010"			
3	事案識別子	char	24		指令側事案の識別子			
4	カメラNO	char	10		連動するカメラを設定する。フラグで管理する。最大で10台まで制御可能。 1：連動 0：非連動			
5	地域コード	char	3		災害地点地域コードを設定する。行政区がセットされる。 ※住所コードはJIS所在地コード。			
6	町名コード	char	4		災害地点町丁目コードを設定する。			
7	丁目コード	char	3		災害地点丁目コードを設定する。			
8	緯度	char	9		災害地点の座標より緯度を設定する。			
9	経度	char	9		災害地点の座標より経度を設定する。			
10	テロップ1	char	40		災害分類名称+指令番号を編集して設定する 例) 建物火災 (指令番号0010)			
11	テロップ2	char	64		災害地点の住所を設定する。			
12	テロップ3	char	64		災害地点の対象物名称を設定する。			

7. 連携ファイル仕様

(1) 高所監視カメラ地区テーブル

指令管制システムと高所監視カメラシステム間の地区名称情報の同期を本ファイルにて行う。

1-1 ファイル形式	: CSV 形式 (区切り文字”,”)
1-2 コード体系	: ASCII/日本語シフト JIS

(2) 連携方式

連携における本ファイルの配置先は以下のとおりとする。

ホスト名 : **XXXXXXXX** (別途指示)

I P アドレス : **0.0.0.0/XX** (別途指示)

配置フォルダ : **X:\XXXXXXXX\XXXXXXXX\XXXXXXXX** (別途指示)

- (a) 指令管制システムにおけるデータ更新 (データセットアップ処理) 操作時に本ファイルを生成する。
- (b) 指令管制システムにおけるデータ配信操作時、上記指定フォルダに配置する。
- (c) 指令管制システムにて新系データ運用に切替操作を行う。この時、カメラ連携用 PC の「データ更新」ボタン操作を行うことで FTP (GET) にて本連携ファイルを取得する。

※ファイル取得後、データに問題が発生した際のリカバリのため、前回使用ファイルに戻すことが可能であること。

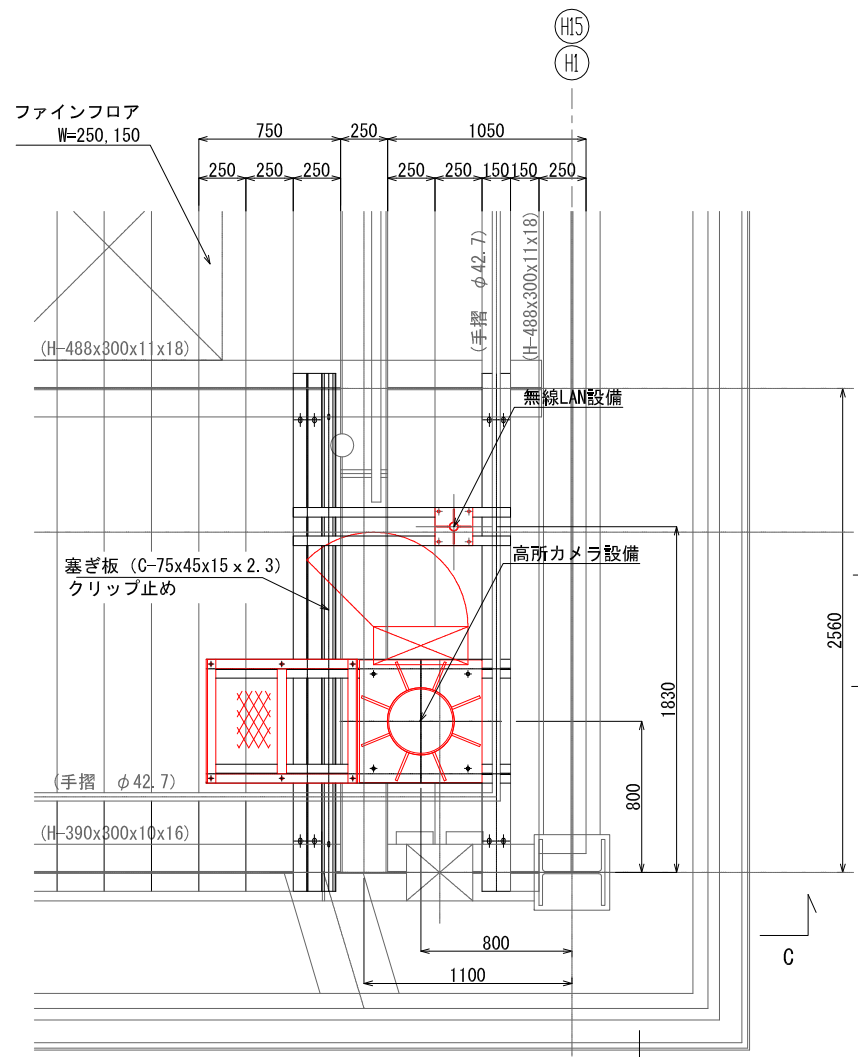
9. その他

(1) 時刻補正機能

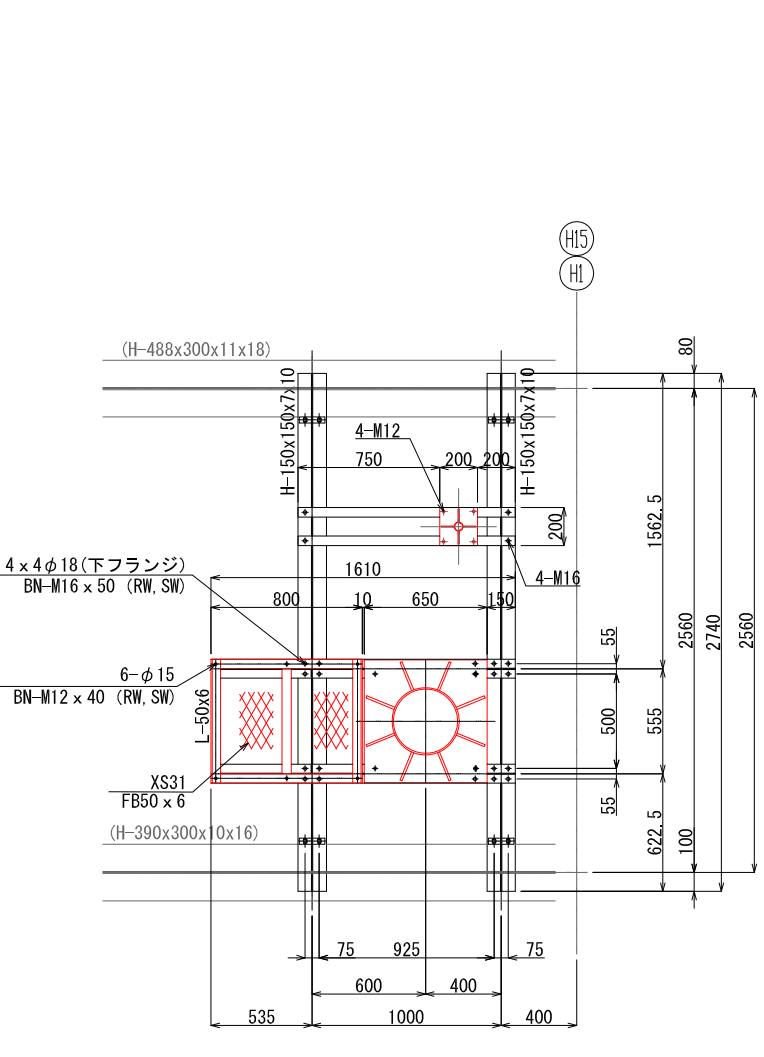
カメラ連携用PCの時刻補正は指令管制システム内NTPサーバとの時刻同期により行う。

NTPサーバ（ホスト名） : 別途指定（自動出場指定装置）
（IPアドレス） : 別途指定

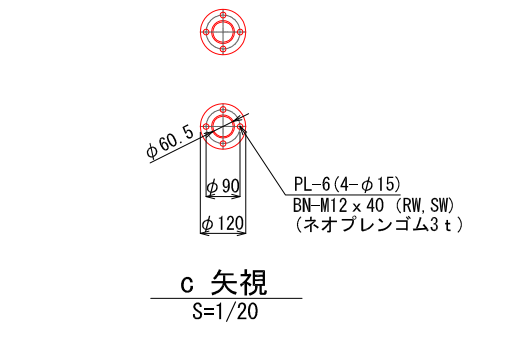
別紙3_メイン高所監視カメラ設置図



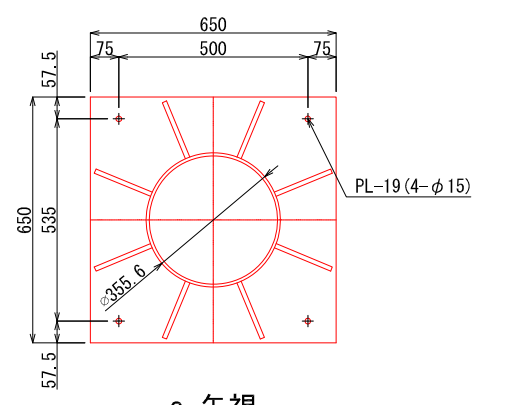
A 矢視
S=1/40



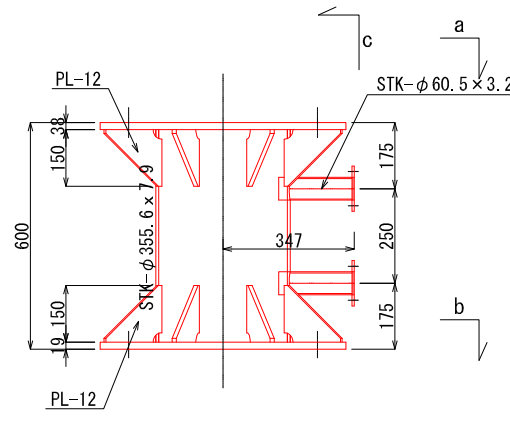
B 矢視
S=1/40



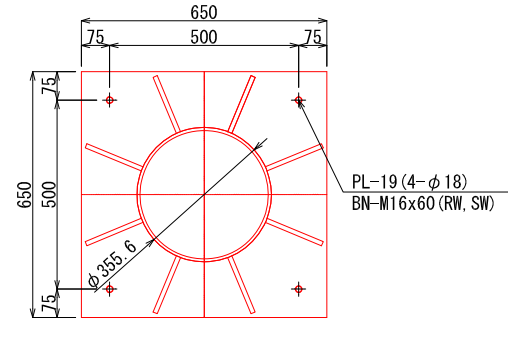
c 矢視
S=1/20



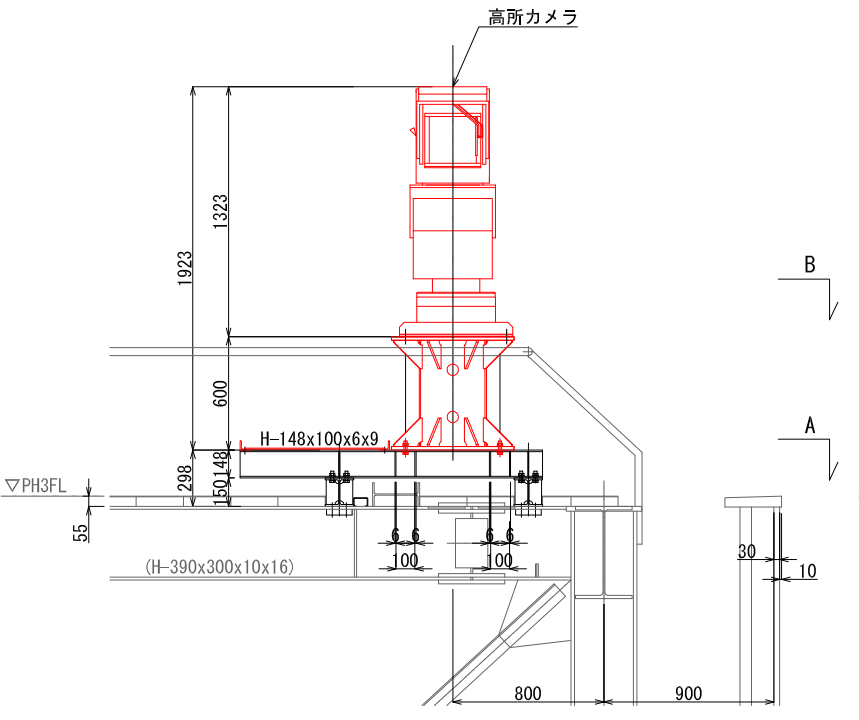
a 矢視
S=1/20



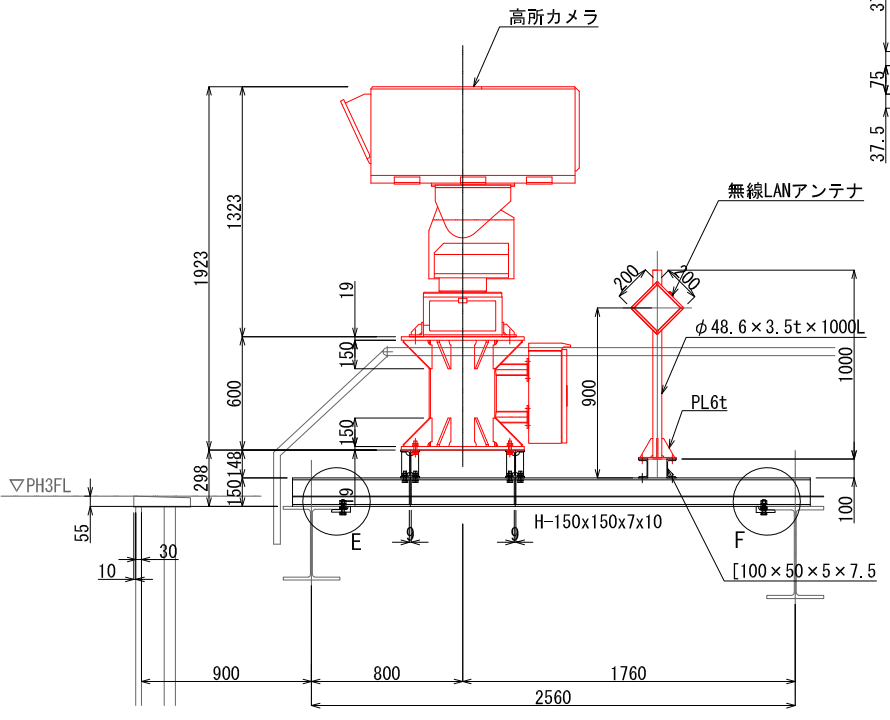
支柱 詳細図
S=1/20



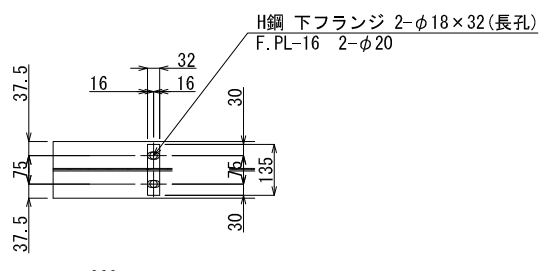
b 矢視
S=1/20



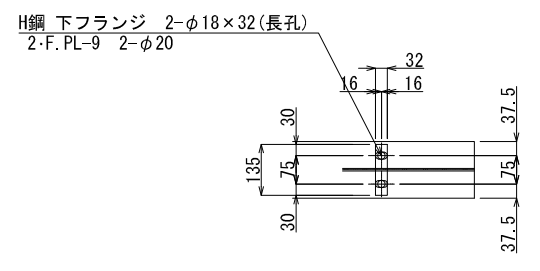
C 矢視
S=1/40



D 矢視
S=1/40



E部 詳細図
S=1/20

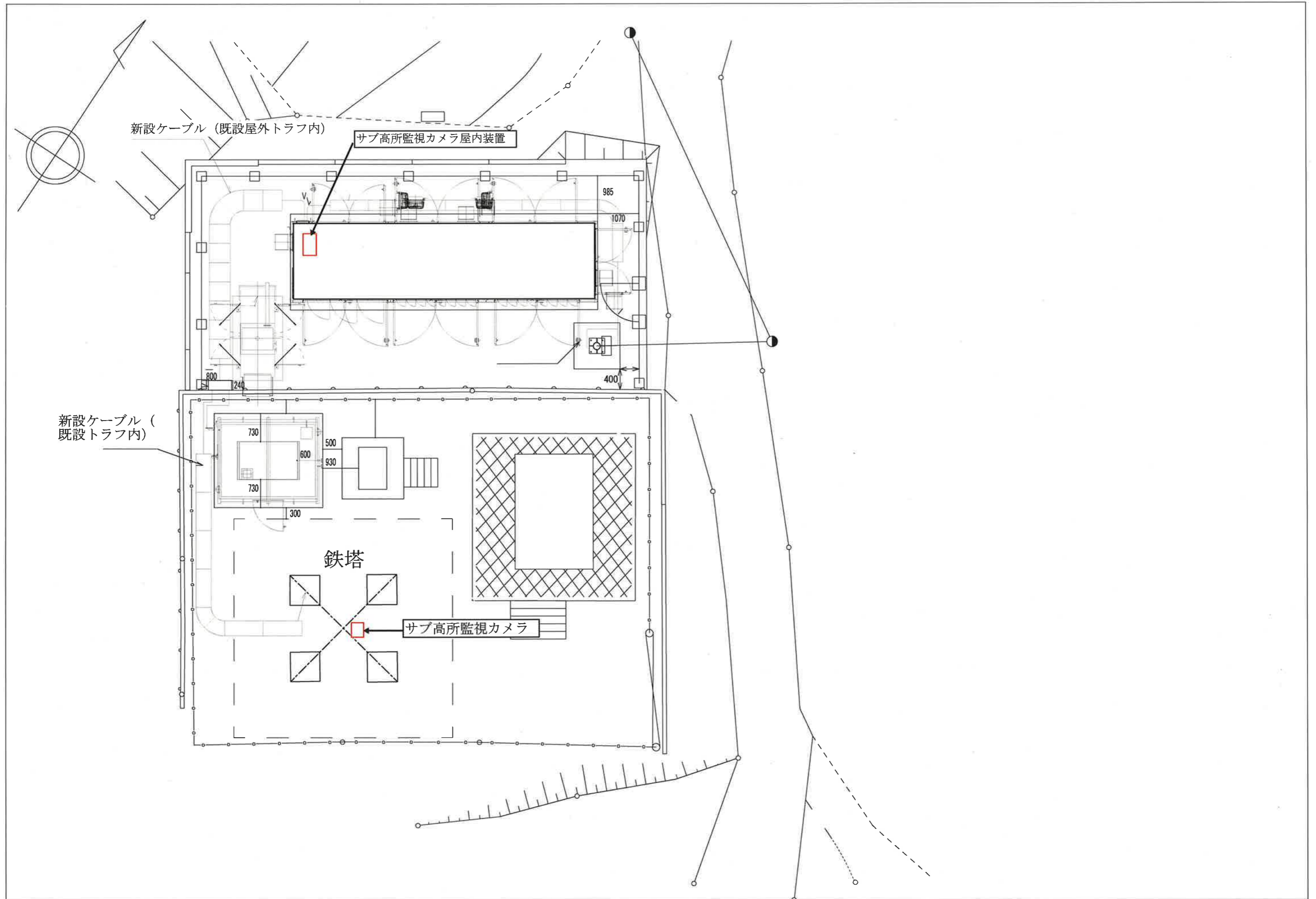


F部 詳細図
S=1/20

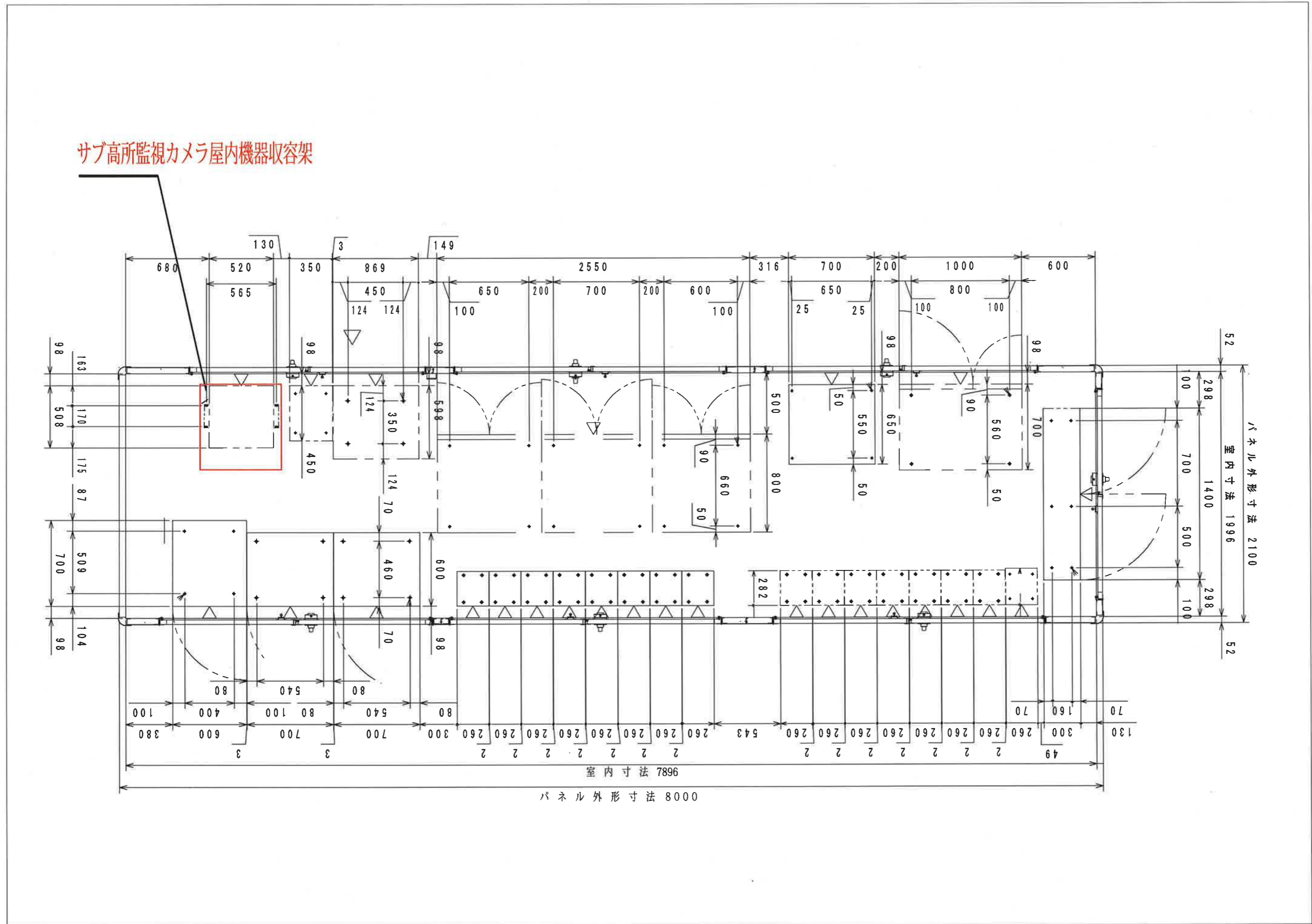
特記

1. 鋼材はSS400・STK400とする
2. 特記なきボルトはSS400とする
3. 表面処理は溶融亜鉛鍍金仕上げとする

別紙4-1権現森山無線基地局 配置図 (参考図)

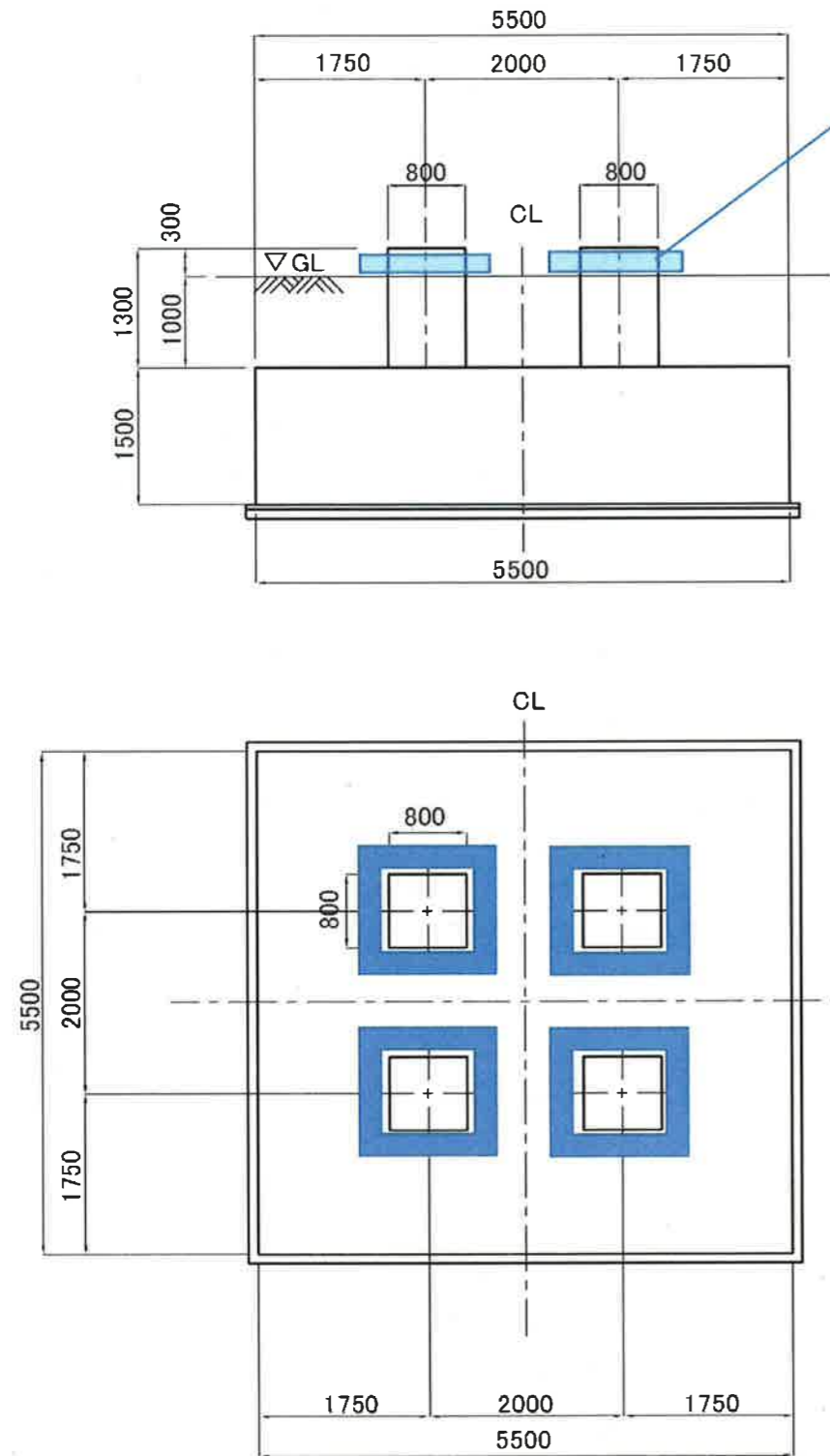


別紙4-3 権現森山無線基地局 局舎平面図 (参考図)



別紙4-4 権現森山無線基地局 鉄塔基礎補強 (荷重) 工法例 (参考図)

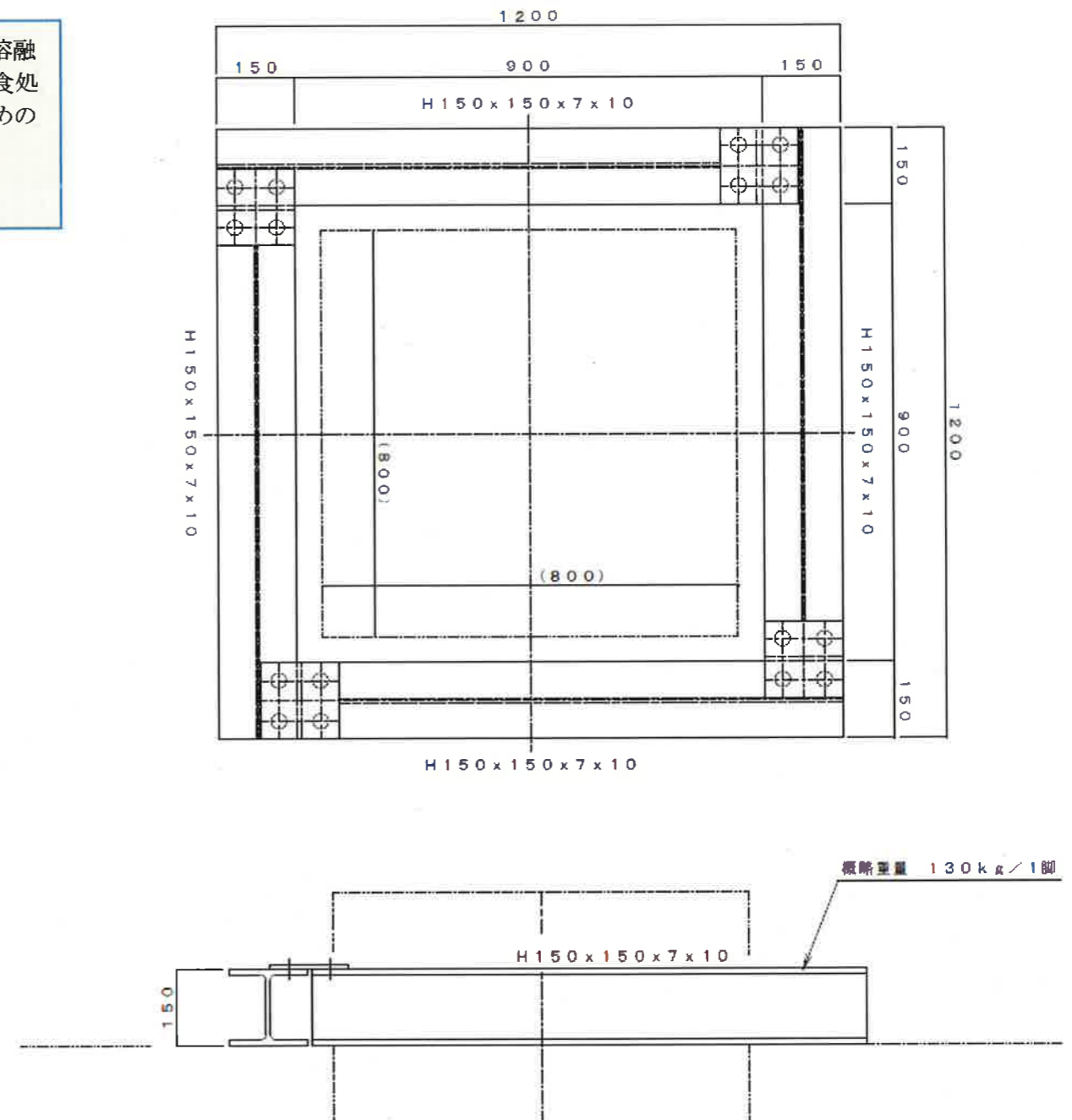
基礎形状図 (立面図/平面図)



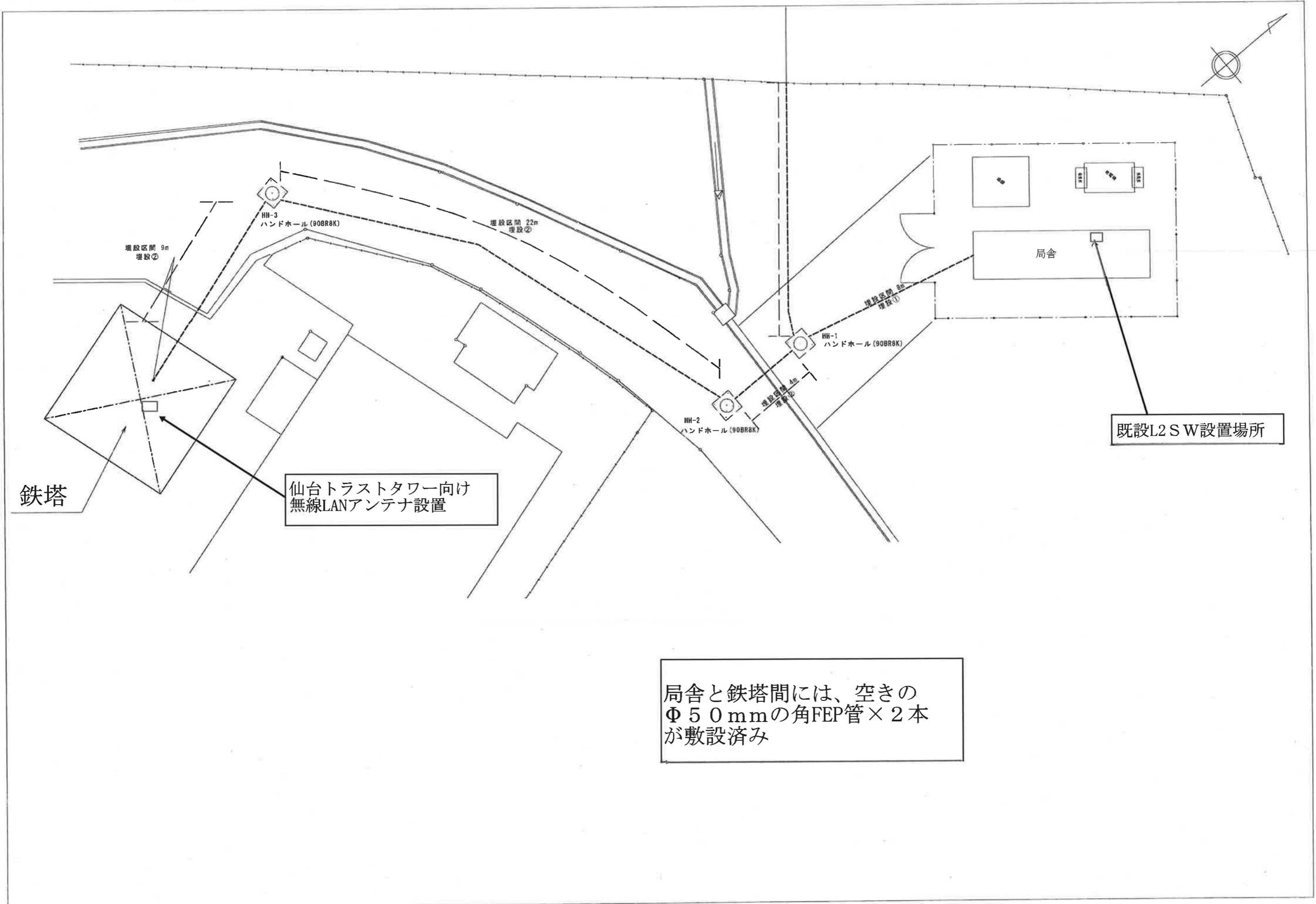
4脚の基礎部分をH鋼材(溶融垂鉛メッキ仕上げ、防錆防食処理)で基礎と一体化するための処置を施すこと。

1個:102kg以上

鋼材設計参考図



別紙5-1 大年寺山無線基地局 配置図

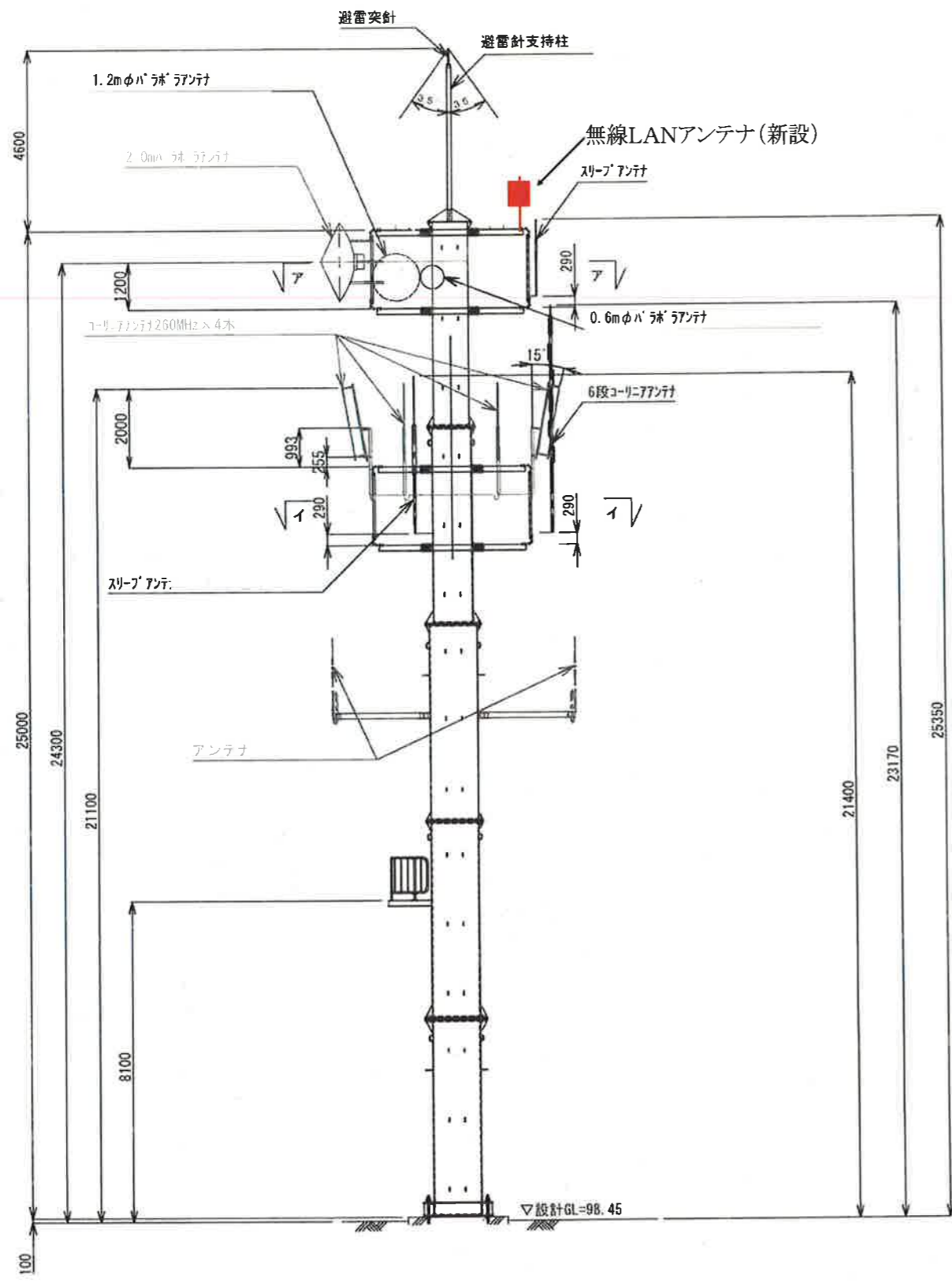


鉄塔

仙台トラストタワー向け無線LANアンテナ設置

既設L2SW設置場所

局舎と鉄塔間には、空きのΦ50mmの角FEP管×2本が敷設済み



鉄塔立面図 1:100

